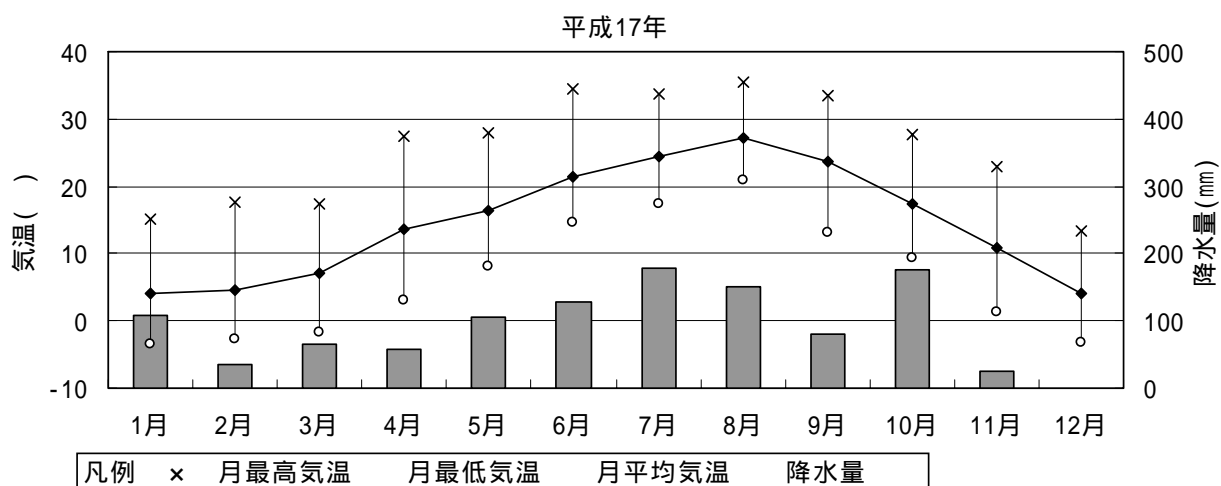


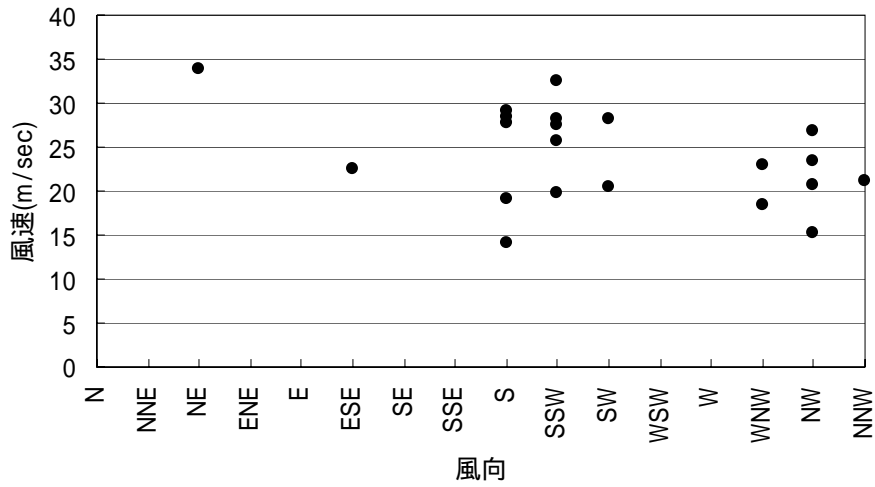
その他

資料 73 市の気象の概況

区分	気 温 ()			平均湿度 (%)	風 速 (m/s)		最多風向	降水総量 (mm)	天 気 日 数		
	平均	最高	最低		平均	最高			晴	曇	雨 (雪)
年 次											
平成 8 年	15.0	38.0	-7.0	70.7	2.2	-	N	1,110.0	211	117	35(3)
平成 9 年	15.1	37.0	-3.0	65.8	2.7	28.7	NNW	1,084.5	237	94	34
平成 10 年	15.1	36.1	-4.8	72.9	2.6	32.4	S	1,341.5	182	130	50(3)
平成 11 年	15.5	39.6	-4.7	72.0	2.8	30.2	NNW	1,289.0	246	81	38
平成 12 年	15.5	35.2	-3.5	71.8	2.8	26.1	NNW	1,166.5	235	93	38
平成 13 年	14.8	37.7	-6.1	73.2	2.7	29.2	NW	1,148.0	238	88	35(4)
平成 14 年	15.0	37.0	-3.5	68.9	2.9	38.5	NNW	1,100.0	224	104	36(1)
平成 15 年	14.4	35.7	-3.4	70.2	2.8	28.1	NNW	1,620.5	198	115	52(1)
平成 16 年	15.7	37.1	-2.8	68.1	3.1	33.8	NNW	1,479.0	243	82	40(1)
平成 17 年	14.7	35.4	-3.4	65.8	2.9	28.5	NNW	1,113.0	237	95	32(1)
過去 10 ヲ年の平均値	15.1	36.9	-4.2	69.9	2.7	30.6	-	1,245.2	225	100	39(1)



最高風速と最高風速時の風向



年 月	最高風速時の風向	最高風速
平成 16 年 4 月	ESE	22.4
平成 16 年 5 月	NE	33.8
平成 16 年 6 月	NNW	21.1
平成 16 年 7 月	NW	15.3
平成 16 年 8 月	NW	20.7
平成 16 年 9 月	NW	23.3
平成 16 年 10 月	NW	26.9
平成 16 年 11 月	S	14.0
平成 16 年 12 月	S	19.1
平成 17 年 1 月	S	27.8
平成 17 年 2 月	S	28.5
平成 17 年 3 月	S	29.2
平成 17 年 4 月	SSW	19.7
平成 17 年 5 月	SSW	25.7
平成 17 年 6 月	SSW	27.5
平成 17 年 7 月	SSW	28.2
平成 17 年 8 月	SSW	32.4
平成 17 年 9 月	SW	20.5
平成 17 年 10 月	SW	28.2
平成 17 年 11 月	WNW	18.5
平成 17 年 12 月	WNW	22.9

資料 74 市人口の推移

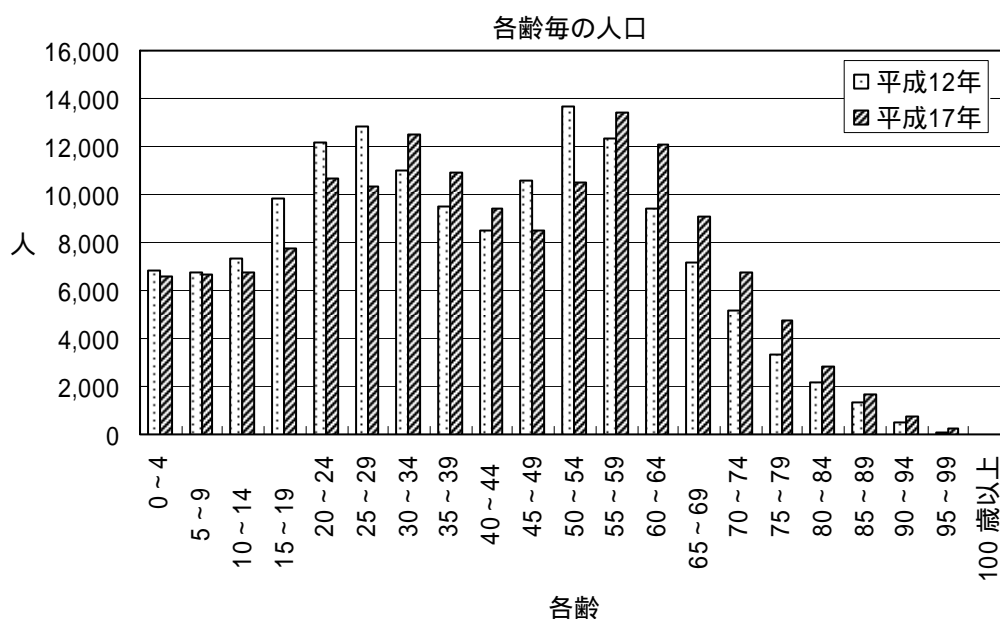
(平成 18 年 4 月 1 日現在)

人 口	世 帯 数	人口密度 (人/km ²)	世帯 1 人当たりの人口
152,791 人	59,403 世帯	4,331 人	2.57

(資料：流山市ホームページ (住民基本台帳))

国勢調査

年 齢	平成12年			平成17年		
	総 数	男	女	総 数	男	女
総 数	150,527	74,728	75,799	152,641	75,643	76,998
0 ~ 4 歳	6,794	3,447	3,347	6,613	3,299	3,314
5 ~ 9	6,728	3,432	3,296	6,707	3,406	3,301
10 ~ 14	7,348	3,742	3,606	6,761	3,458	3,303
15 ~ 19	9,793	4,927	4,866	7,744	3,952	3,792
20 ~ 24	12,128	6,515	5,613	10,668	5,784	4,884
25 ~ 29	12,875	6,518	6,357	10,334	5,239	5,095
30 ~ 34	10,966	5,611	5,355	12,535	6,401	6,134
35 ~ 39	9,536	4,823	4,713	10,950	5,612	5,338
40 ~ 44	8,483	4,205	4,278	9,385	4,682	4,703
45 ~ 49	10,558	4,969	5,589	8,467	4,188	4,279
50 ~ 54	13,670	6,534	7,136	10,521	4,939	5,582
55 ~ 59	12,295	6,110	6,185	13,429	6,407	7,022
60 ~ 64	9,379	4,903	4,476	12,124	6,020	6,104
65 ~ 69	7,146	3,617	3,529	9,084	4,714	4,370
70 ~ 74	5,144	2,513	2,631	6,760	3,330	3,430
75 ~ 79	3,300	1,376	1,924	4,711	2,208	2,503
80 ~ 84	2,172	736	1,436	2,819	1,066	1,753
85 ~ 89	1,300	434	866	1,655	484	1,171
90 ~ 94	490	135	355	778	205	573
95 ~ 99	107	21	86	215	49	166
100 歳以上	10	1	9	24	2	22
不 詳	305	159	146	357	198	159



資料 75 市土地区画整理事業一覧表

(平成 18 年現在)

区 分	施 行 者	地 区 数	面 積 (ha)
施 工 済	公 共	3	179.4
	組 合	11	142.0
	個 人	1	1.0
	計	15	322.4
施 工 中	公 共	3	352.3
	組 合	1	285.8
	個 人	1	34.2
	計	5	672.3
合 計		20	994.7

資料 76 市の都市公園・緑地の整備状況

(平成 18 年 3 月 31 日現在)

街区公園	近隣公園	地区公園	運動公園	特殊公園	都市緑地	合計
25.20ha	3.97ha	5.53ha	15.03ha	4.95ha	24.75ha	79.44ha

都市公園等の整備目標

(平成 18 年 10 月現在)

年 度	市民一人当たりの面積	総面積に対する割合
平成 19 年度末	5.23 m ² /人以上	2.3 %以上
平成 31 年度末	10.0 m ² /人以上	5.7 %以上

資料 77 市防火対象物の現況

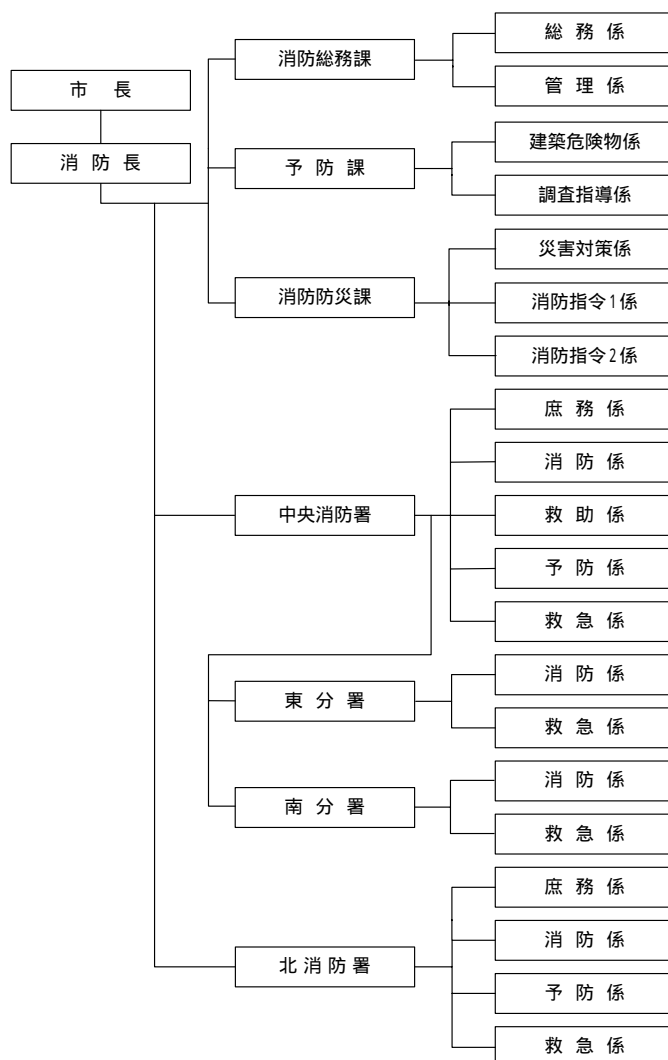
(平成 18 年 12 月)

区分	防火対象物名	施設数
1	劇場、映画館、観覧場	1
	公会堂、集会場	38
2	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ	-
	遊技場又はダンスホール	13
3	待合、料理店	5
	飲食店	59
4	百貨店、マーケット、物品販売業	131
5	旅館、ホテル、宿泊所	6
	寄宿舍、下宿、共同住宅	1,699
6	病院、診療所	32
	老人福祉施設、老人ホーム、児童福祉施設等	84
	幼稚園、養護学校	22
7	小・中学校、高等学校、大学、専修学校	129
8	図書館、博物館	3
9	蒸気浴場、熱気浴場	1
	上記以外の公衆浴場	1
10	車両の停車場または航空機の発着場	3
11	神社、寺社、教会	23
12	工場又は作業場	173
13	自動車車庫又は駐車場	34
14	倉庫	109
15	その他の事業所	164
16	特定防火対象物が存する複合用途防火対象物	285
	上記以外の複合用途防火対象物	113
16 の 2	地下街	
16 の 3	準地下街	
18	延長 50m 以上のアーケード	3
19	市町村が指定する山林	
20	自治省令で定める舟車	
合計		3131

資料 78 消防組織の現況

(平成 19 年 4 月)

区 分		消 防 職 員 ・ 団 員			
		消防職員	その他	消防団員	計
消 防 本 部		34	-	-	34
消 防 署	中央消防署	47	-	-	47
	中央消防署東分署	31	-	-	31
	中央消防署南分署	21	-	-	21
	北消防署	32	-	-	32
計		165	-	-	165
消 防 団		-	-	298	298
合 計		165	-	298	463



資料 79 市消防団方面別隊別受け持ち区域表

方面隊及び所属		定員	受 持 区 域
団 本 部		21	
第一方面隊	第 1 分団	15	流山の一部(第 5 分団の受持区域とする流山の区域を除く。)、流山 5 丁目～9 丁目、南流山 5 丁目、南流山 7 丁目
	第 4 分団	15	木、南流山 6 丁目、南流山 8 丁目
	第 5 分団	14	流山の一部、鱈ヶ崎、南流山 1 丁目～4 丁目
	第 6 分団	14	西平井、平和台 2 丁目～4 丁目
第二方面隊	第 2 分団	15	流山 1 丁目～4 丁目
	第 3 分団	15	加一丁目の一部、加四丁目の一部、加五丁目、加六丁目
	第 7 分団	15	加、加一丁目の一部(第 3 分団の受持区域とする加一丁目の区域を除く。)、加二丁目、加三丁目、加四丁目の一部(第 3 分団の受持区域とする加四丁目の区域を除く。)、平和台 1 丁目、平和台 5 丁目
	第 8 分団	14	大字三輪野山、三輪野山一丁目～五丁目
第三方面隊	第 12 分団	14	平方、美原 1 丁目～4 丁目
	第 13 分団	14	中野久木、富士見台、富士見台 1 丁目～2 丁目
	第 14 分団	15	南、北、小屋、上新宿、若葉台、上新宿新田、西初石 1 丁目～2 丁目、西初石 3 丁目の一部
	第 15 分団	14	下花輪、桐ヶ谷、上貝塚、谷、大畔
第四方面隊	第 9 分団	14	平方村新田、深井新田
	第 10 分団	14	西深井
	第 11 分団	15	東深井、こうのす台
	第 22 分団	15	江戸川台東 1 丁目～4 丁目、江戸川台西 1 丁目～4 丁目
第五方面隊	第 18 分団	15	野々下 1 丁目～6 丁目、市野谷、長崎 1 丁目～2 丁目
	第 19 分団	15	駒木、十太夫、美田
	第 20 分団	14	駒木台、青田
	第 21 分団	15	東初石 1 丁目～6 丁目、西初石 3 丁目の一部、西初石 4 丁目～6 丁目
第六方面田	第 16 分団	14	前ヶ崎、名都借、西松ヶ丘 1 丁目、向小金 1 丁目の一部
	第 17 分団	14	思井、中、宮園 1 丁目～3 丁目、芝崎、古間木、前平井、後平井
	第 23 分団	15	松ヶ丘 1 丁目～6 丁目、向小金 1 丁目の一部(第 16 分団の受持区域とする向小金 1 丁目の区域を除く。)、向小金 2 丁目～4 丁目
合 計		355	

資料 80 市消防車台数、消防無線電話の現況

(平成 19 年 4 月)

区 分	消防 本部	消 防 署				計	消防 団	合計	
		中央署	北 署	東分署	南分署				
消 防 自 動 車 等	指令車	1				1		1	
	査察車	2				2		2	
	指揮車・指導車	1	1			2	1	3	
	連絡車	2	1	1	1	1	6	6	
	暮らしを守る消防隊車		1			1		1	
	水槽付ポンプ車		1	1	1	1	4	2	6
	ポンプ車		1	1	1		3	5	8
	化学車		1				1		1
	はしご車		1				1		1
	大型水槽車		1				1		1
	小型ポンプ付積載車							17	17
	救急自動車		1(1)	1	1	1	4(1)		4(1)
	救助工作車		1				1		1
	資機材搬送車					1	1		1
	起震車			1			1		1
	水難救助用ボート・ 水難救助艇			1		1	2		2
計	6	10(1)	6	4	5	31(1)	24	55(1)	
電 消 防 無 線 話	基地局	3				3		3	
	移動局	車載型	3	10	3	3	2	21	21
		携帯型	2	7	4	4	3	20	20
	計	8	17	7	7	5	44	44	

資料 81 市消防水利の現況

(平成 18 年 12 月)

(単位：基)

区 分		中央署	東分署	南分署	北署	計	
消 火 栓	公 設	75 mm	115	103	99	199	516
		100 mm	102	65	46	94	307
		125 mm	7			8	15
		150 mm	91	32	23	84	230
		200 mm	29	9	18	33	89
		250 mm	4	2	10		16
		300 mm	19	17		7	43
		400 mm	3	12	2	4	21
		小 計	370	240	206	421	1,237
	私 設	2	1		2	5	
計		372	241	206	423	1,242	
防 火 水 槽	公 設	20m ³ 未満	23	39	14	44	120
		40m ³ 未満	7	5	4	2	18
		40m ³ 以上	90	63	25	162	340
		小 計	120	107	43	208	478
	私 設	20m ³ 未満	2				2
		40m ³ 未満	4	5	2	2	13
		40m ³ 以上	67	55	88	46	256
		小 計	73	60	90	48	271
計		193	167	133	256	749	
そ の 他	プ ー ル		11	9	3	10	33
	河川・池 等		2			5	7
	計		13	9	3	15	40
合 計		578	417	342	694	2,031	

資料 82 市内危険物地施設の現況

1. 消防法別表に定める指定数量以上の施設

(平成 18 年 12 月)

施設の種類	施設数	アルコール	燃料	その他	備考
製造所	1			1	
屋内貯蔵所	9		8	1	
屋外貯蔵所	7	2	5		
屋内タンク貯蔵所	3		3		
屋外タンク貯蔵所					
地下タンク貯蔵所	40		40		
移動タンク貯蔵所	24		24		
給油貯蔵所	34		営業用 28		
			自家用 6		
一般取扱所	42	2	39	1	
販売取扱所	1			1	
合計	161	4		4	

2. 貯蔵品が 1 トン以上のガス施設

(平成 18 年 12 月)

施設の種類	施設数	天然ガス	LP ガス	備考
ガス充てん所	1		1	
ガスタンク	2	1	1	
集中給油設備	26	1	25	
合計	29	2	27	

資料 83 避難所等一覧

避難場所

(1) 避難場所

(1/3)

	名称	所在地	連絡先	面積 (m ²)	収容 人員	避難地区
1	流山小学校 グラウンド	流山4丁目359番地	7158-1043	7,840	3,920	大字流山 流山1~9丁目 西平井 平和台2~4丁目
2	新川小学校 グラウンド	大字中野久木339番地	7152-3004	6,414	3,207	平方 美原1~4丁目 中野久木北・小屋 上新宿 上新宿新田南 富士見台 富士見台1・2丁目 西初石1丁目
3	八木南小学校 グラウンド	芝崎92番地	7158-1142	9,696	4,848	宮園1~3丁目 思井 中 芝崎古間木 前平井 後平井 野々下1・2丁目
4	八木北小学校 グラウンド	美田208番地	7152-4604	7,420	3,710	駒木 駒木台 青田 十太夫 美田 東初石1~4丁目
5	江戸川台小学校 グラウンド	江戸川台東3丁目11番地	7152-0103	9,412	4,706	江戸川台東1~4丁目 江戸川台西1~4丁目 こうのす台
6	東小学校 グラウンド	名都借856番地	7145-3369	11,170	5,585	前ヶ崎 向小金1~4丁目 名都借 松ヶ丘1~6丁目 西松ヶ丘1丁目
7	東深井小学校 グラウンド	大字東深井879番地の2	7153-5430	7,936	3,968	東深井 こうのす台
8	鱒ヶ崎小学校 グラウンド	鱒ヶ崎7番地の1	7158-5911	6,308	3,154	大字鱒ヶ崎・鱒ヶ崎 南流山1・4・5丁目
9	西初石小学校 グラウンド	西初石4丁目347番地	7154-5863	5,425	2,712	桐ヶ谷・谷・上貝塚 下花輪 大畔 若葉台 西初石2~4丁目
10	向小金小学校 グラウンド	向小金3丁目149番地の1	7174-1320	9,134	4,567	前ヶ崎 向小金1~4丁目
11	長崎小学校 グラウンド	野々下2丁目10番地の1	7145-2111	9,007	4,503	野々下2~6丁目 長崎1・2丁目 名都借
12	小山小学校 グラウンド	東初石6丁目184番地の5	7154-6937	9,607	1,803	市野谷 駒木 十太夫 東初石5・6丁目 西初石5・6丁目
13	流山北小学校 グラウンド	加一丁目795番地の1	7159-5674	9,941	4,970	大字加 加一~六丁目 大字三輪野山 三輪野山一~五丁目 平和台1・5丁目 市野谷
14	西深井小学校 グラウンド	大字西深井67番地の1	7154-8655	7,704	3,852	深井新田・平方村新田 西深井 東深井 平方 美原1~4丁目
15	南流山小学校 グラウンド	大字木487番地	7159-2521	9,799	4,899	大字流山 木 南流山2・3・6~8丁目
16	南部中学校 グラウンド	加三丁目600番地の1	7158-0137	13,218	6,609	大字流山 流山1~9丁目 大字加 加一~六丁目 大字三輪野山 三輪野山一~五丁目 西平井 大字鱒ヶ崎・鱒ヶ崎 木 平和台1~5丁目 南流山1~8丁目 下花輪 前平井 後平井 市野谷

注) の避難場所については、一級河川江戸川が増水し、万が一市内の堤防が決壊した場合には浸水することが想定されます。

	名称	所在地	連絡先	面積 (m ²)	収容 人員	避難地区
17	北部中学校 グラウンド	大字中野久木 577番地	7152-0036	10,545	5,272	平方 美原1~4丁目 中野久木 北・小屋 上新宿 上新宿新田 江戸川台西1~4丁目 富士見台 富士見台1・2丁目
18	東部中学校 グラウンド	名都借865番地	7144-3514	14,053	7,026	前ヶ崎 向小金1~4丁目 名都 借 松ヶ丘1~6丁目 西松ヶ丘 1丁目
19	東深井中学校 グラウンド	大字東深井47 番地	7154-5864	10,926	5,463	深井新田・平方村新田 西深井 東深井 平方
20	常盤松中学校 グラウンド	東初石3丁目 134番地	7152-0842	10,708	5,354	十太夫 美田 東初石1~5丁目
21	八木中学校 グラウンド	古間木210番地 の2	7159-7461	10,256	5,128	西平井 大字鱸ヶ崎・鱸ヶ崎 木 南流山1~8丁目 宮園1~3 丁目 思井 中 芝崎 古間木 野々下1・2丁目 長崎1・2丁目
22	南流山中学校 グラウンド	大字流山2539 番地の1	7159-2551	15,360	7,680	大字流山 流山7・8丁目 大字 鱸ヶ崎・鱸ヶ崎 木 南流山1~ 8丁目
23	西初石中学校 グラウンド	西初石4丁目 455番地の1	7154-3901	14,055	7,027	上新宿 南 桐ヶ谷・谷・上貝 塚 下花輪 大畔 若葉台 西 初石1~5丁目
24	流山高等学校 グラウンド	東初石2丁目98 番地	7153-3161	13,000	6,500	江戸川台東1丁目 駒木台 青 田 東初石1~4丁目
25	流山中央高等学 校グラウンド	大字大畔275番 地の5	7154-3551	32,325	16,162	上新宿 南 桐ヶ谷・谷・上貝 塚 下花輪 大畔 若葉台 西 初石1~5丁目
26	流山東高等学校 グラウンド	名都借140番地	7143-1610	32,126	16,063	前ヶ崎 名都借 松ヶ丘1~6丁 目 西松ヶ丘1丁目
27	流山南高等学 校グラウンド	流山9丁目800 番地の1	7159-1231	18,082	9,041	大字流山 流山1~9丁目 西平 井 大字鱸ヶ崎・鱸ヶ崎 平和 台1~5丁目 南流山1~8丁目
28	流山北高等学 校グラウンド	大字中野久木7 番地の1	7154-2100	19,236	9,618	深井新田・平方村新田 平方 美原1~4丁目 中野久木 北・ 小屋 上新宿 上新宿新田 南 富士見台 富士見台1・2丁目
29	東洋学園大学 グラウンド	大字鱸ヶ崎 1660番地	7150-3001	41,872	20,936	西平井 大字鱸ヶ崎・鱸ヶ崎 宮園1~3丁目 思井
30	江戸川大学 グラウンド	駒木474番地	7155-2691	58,063	29,031	駒木 駒木台 十太夫 美田 東初石5・6丁目
31	東深井地区公園	大字東深井815 番地	7150-6092	55,337	27,668	東深井 こうのす台
32	南流山中央公園	南流山3丁目14 番地	7150-6092	12,155	6,077	南流山1~6丁目
33	東部近隣公園	名都借240番地	7150-6092	16,751	8,375	名都借 松ヶ丘2~4丁目 西松 ヶ丘1丁目

注) の避難場所については、一級河川江戸川が増水し、万が一市内の堤防が
決壊した場合には浸水することが想定されます。

	名称	所在地	連絡先	面積 (m ²)	収容 人員	避難地区
34	三輪野山近隣公園	三輪野山二丁目292番地	7150-6092	10,797	5,398	加三・四丁目 大字三輪野山 三輪野山一～五丁目 下花輪 市野谷
35	運河水辺公園	大字東深井368番地の1	7150-6092	24,129	12,064	西深井 東深井
36	平和台2号公園	平和台2丁目12番地	7150-6092	5,816	2,908	西平井 平和台1～5丁目 思井 中 前平井 後平井
37	松ヶ丘ふるさと公園	松ヶ丘4丁目495番地の1	7150-6092	13,548	6,774	名都借 松ヶ丘1・2・4～6丁目
38	江戸川河川敷緑地	南流山7丁目	7150-6092	143,420	71,710	流山7・8丁目 木 南流山7・8 丁目
39	特別支援学校流山高等学園グラウンド	野々下2丁目496番地の1	7148-0200	23,699	11,849	芝崎 古間木 野々下1～6丁目 長崎1・2丁目 前ヶ崎 名都借

注) の避難場所については、一級河川江戸川が増水し、万が一市内の堤防が決壊した場合には浸水することが想定されます。

- (2) 広域避難場所

	名称	所在地	連絡先	面積 (m ²)	収容人員
1	流山市総合運動公園	野々下1丁目40番地の1	7150-6092	150,349	75,174

避難所

(1/4)

	名称	所在地	連絡先	避難施設	面積 (㎡)	収容 人員	避難地区
1	流山小学校	流山4丁目359番地	7158-1043	屋内体育館	745	372	大字流山 流山1～9丁目 西平井 平和台2～4丁目
2	新川小学校	大字中野久木339番地	7152-3004	屋内体育館	685	342	平方 美原1～4丁目 中野久木北・小屋 上新宿 上新宿新田南 富士見台 富士見台1・2丁目 西初石1丁目
3	八木南小学校	芝崎92番地	7158-1142	屋内体育館	797	398	宮園1～3丁目 思井 中 芝崎古間木 前平井 後平井 野々下1・2丁目
4	八木北小学校	美田208番地	7152-4604	屋内体育館	793	396	駒木 駒木台 青田 十太夫 美田 東初石1～4丁目
5	江戸川台小学校	江戸川台東3丁目1番地	7152-0103	屋内体育館	751	375	江戸川台東1～4丁目 江戸川台西1～4丁目 こうのす台
6	東小学校	名都借856番地	7145-3369	屋内体育館	1,400	700	前ヶ崎 向小金1～4丁目 名都借 松ヶ丘1～6丁目 西松ヶ丘1丁目
7	東深井小学校	大字東深井879番地の2	7153-3430	屋内体育館	738	369	東深井 こうのす台
8	鱈ヶ崎小学校	鱈ヶ崎7番地の1	7158-5911	屋内体育館	738	369	大字鱈ヶ崎・鱈ヶ崎 南流山1・4・5丁目
9	西初石小学校	西初石4丁目347番地	7154-5863	屋内体育館	762	381	桐ヶ谷・谷・上貝塚 下花輪 大畔 若葉台 西初石2～4丁目
10	向小金小学校	向小金3丁目149番地の1	7174-1320	屋内体育館	741	370	前ヶ崎 向小金1～4丁目
11	長崎小学校	野々下2丁目10番地の1	7145-2111	屋内体育館	754	377	野々下2～6丁目 長崎1・2丁目 名都借
12	小山小学校	東初石6丁目184番地の5	7154-6937	屋内体育館	766	383	市野谷 駒木 十太夫 東初石5・6丁目 西初石5・6丁目
13	流山北小学校	加一丁目795番地の1	7159-5674	屋内体育館	751	375	大字加 加一～六丁目 大字三輪野山 三輪野山一～五丁目 平和台1・5丁目 市野谷
14	西深井小学校	大字西深井67番地の1	7154-8655	屋内体育館	751	375	深井新田・平方村新田 西深井 東深井 平方 美原1～4丁目
15	南流山小学校	大字木487番地	7159-2521	屋内体育館	767	383	大字流山 木 南流山2・3・6～8丁目
16	南部中学校	加三丁目600番地の1	7158-0137	屋内体育館	1,391	695	大字流山 流山1～9丁目 大字加 加一～六丁目 大字三輪野山 三輪野山一～五丁目 西平井 大字鱈ヶ崎・鱈ヶ崎 木 平和台1～5丁目 南流山1～8丁目 下花輪 前平井 後平井 市野谷

注) の避難場所については、一級河川江戸川が増水し、万が一市内の堤防が決壊した場合には浸水することが想定されます。

	名称	所在地	連絡先	避難施設	面積 (㎡)	収容 人員	避難地区
17	北部中学校	大字中野久木 577番地	7152-0036	屋内体育館	973	486	平方 美原1~4丁目 中野久木 北・小屋 上新宿 上新宿新田 江戸川台西1~4丁目 富士見台 富士見台1・2丁目
18	東部中学校	名都借865番地	7144-3514	屋内体育館	1,373	686	前ヶ崎 向小金1~4丁目 名都 借 松ヶ丘1~6丁目 西松ヶ丘1 丁目
19	東深井中学校	大字東深井47 番地	7154-5864	屋内体育館	868	434	深井新田・平方村新田 西深井 東深井 平方
20	常盤松中学校	東初石3丁目 1 34番地	7152-0842	屋内体育館	1,654	827	十太夫 美田 東初石1~5丁目
21	八木中学校	古間木2 1 0番 地の2	7159-7461	屋内体育館	1,668	834	西平井 大字鱸ヶ崎・鱸ヶ崎 木 南流山1~8丁目 宮園1~3丁目 思井 中 芝崎 古間木 野々 下1・2丁目 長崎1・2丁目
22	南流山中学校	大字流山2539 番地の1	7159-2551	屋内体育館	1,501	750	大字流山 流山7・8丁目 大字鱸 ヶ崎・鱸ヶ崎 木 南流山1~8 丁目
23	西初石中学校	西 初石 4 丁 目 455番地の1	7154-3091	屋内体育館	1,713	856	上新宿 南 桐ヶ谷・谷・上貝塚 下花輪 大畔 若葉台 西初石1 ~5丁目
24	流山高等学校	東初石2丁目98 番地	7153-3161	屋内体育館	1,462	731	江戸川台東1丁目 駒木台 青田 東初石1~4丁目
25	流山中央高等 学校	大字大畔275番 地の5	7154-3551	屋内体育館	2,385	1,192	上新宿 南 桐ヶ谷・谷・上貝塚 下花輪 大畔 若葉台 西初石1 ~5丁目
26	流山東高等学 校	名都借 1 40番 地	7143-1610	屋内体育館	1,815	907	前ヶ崎 名都借 松ヶ丘1~6丁 目 西松ヶ丘1丁目
27	流山南高等学 校	流山9丁目800 番地の1	7159-1231	屋内体育館	1,925	962	大字流山 流山1~9丁目 西平 井 大字鱸ヶ崎・鱸ヶ崎 平和台 1~5丁目 南流山1~8丁目
28	流山北高等学 校	大字中野久木7 番地の1	7154-2100	屋内体育館	2,367	1,183	深井新田・平方村新田 平方 美 原1~4丁目 中野久木 北・小屋 上新宿 上新宿新田 南 富士 見台 富士見台1・2丁目
29	東洋学園大学	大字鱸ヶ崎 1 660番地	7150-3001	屋内体育館	1,392	696	西平井 大字鱸ヶ崎・鱸ヶ崎 宮 園1~3丁目 思井
30	江戸川大学	駒木474番地	7155-2691	屋内体育館	691	345	駒木 駒木台 十太夫 美田 東初石5・6丁目
31	勤労者総合福 祉センター	大字大畔25番 地の17	7155-5701	全室	1,929	964	上新宿 南 桐ヶ谷・谷・上貝塚 下花輪 大畔 若葉台 西初石1 ~5丁目
32	勤労者体育施 設	大字大畔64番 地の1	7155-5561	全室	1,106	553	上新宿 南 桐ヶ谷・谷・上貝塚 下花輪 大畔 若葉台 西初石1 ~5丁目

注) ■の避難場所については、一級河川江戸川が増水し、万が一市内の堤防が
決壊した場合には浸水することが想定されます。

	名称	所在地	連絡先	避難施設	面積 (㎡)	収容 人員	避難地区
33	博物館	加一丁目 1 225 番地の6	7159-3434	全室	1,752	876	流山1丁目 加一～六丁目 大字 三輪野山 三輪野山一～五丁目 平和台1～5丁目
34	中野久木保育 所	大字中野久木 373番地	7152-0921	全室	704	352	平方 美原1～4丁目 中野久木 北・小屋 上新宿 上新宿新田 南 富士見台 富士見台1・2丁目 西初石1丁目
35	平和台保育所	平和台2丁目6 番地の3	7158-1424	全室	1,122	561	大字流山 流山1～9丁目 西平 井 大字鱈ヶ崎・鱈ヶ崎 木 平 和台1～5丁目 南流山1～8丁目
36	江戸川台保育 所	江戸川台東3丁 目5番地	7152-0611	全室	823	411	江戸川台東1～4丁目
37	向小金保育所	向小金3丁目 1 02番地の1	7174-5217	全室	841	420	向小金1～4丁目
38	名都借保育所	名都借289番地	7144-1228	全室	471	235	前ヶ崎 向小金1～4丁目 名都 借 松ヶ丘1～6丁目 西松ヶ丘1 丁目
39	長崎保育所	長崎2丁目56 1 番地	7144-7886	全室	840	420	野々下2～6丁目 長崎1・2丁目
40	東深井保育所	大字東深井 1 77番地の2	7154-6025	全室	809	404	東深井 江戸川台東4丁目 こう のす台
41	保健センター	西初石4丁目 1 433番地の1	7154-0331	全室	3,338	1,669	大畔 若葉台 東初石2～4丁目 西初石2～4丁目
42	老人福祉セン ター	大字東深井986 番地の1	7152-2373	全室	401	200	東深井 こうのす台
43	駒木台福祉会 館	駒木台22 1 番 地の3	7154-4821	全室	583	291	駒木台 青田 美田
44	流山福祉会館	流山2丁目 1 02 番地	7159-1520	全室	315	157	流山1～9丁目 大字加
45	江戸川台福祉 会館	江戸川台東 1 丁目25 1 番地	7154-3026	全室	464	232	江戸川台東1～4丁目
46	西深井福祉会 館	大字西深井3 1 3番地	7154-3120	全室	118	59	深井新田・平方村新田 西深井 東深井
47	思井福祉会館	思井79番地の2	7159-5666	全室	508	254	大字鱈ヶ崎・鱈ヶ崎 宮園1～3 丁目 思井 中 前平井
48	向小金福祉会 館	向小金2丁目 1 92番地の2	7173-9320	全室	423	211	前ヶ崎 向小金1～4丁目
49	南福祉会館	大字南102番地 の2	7155-3160	全室	145	72	北・小屋 上新宿 上新宿新田 南 桐ヶ谷・谷・上貝塚
50	東深井福祉会 館	大字東深井498 番地の3	7155-3638	全室	424	212	東深井 こうのす台
51	十太夫福祉会 館	十太夫 1 04 番 地の5	7154-5254	全室	361	180	市野谷 駒木 十太夫 東初石 5・6丁目 西初石5・6丁目
52	名都借福祉会 館	名都借274番地	7144-5510	全室	165	82	前ヶ崎 向小金1～4丁目 名都 借 松ヶ丘1～6丁目 西松ヶ丘1 丁目

注) の避難場所については、一級河川江戸川が増水し、万が一市内の堤防が
決壊した場合には浸水することが想定されます。

	名称	所在地	連絡先	避難施設	面積 (㎡)	収容 人員	避難地区
53	野々下福祉会館	野々下2丁目 709番地の3	7145-9500	全室	346	173	古間木 野々下1～6丁目 長崎 1・2丁目 名都借
54	南流山福祉会館	南流山3丁目3 番地の1	7150-4320	全室	940	470	南流山1～8丁目
55	赤城福祉会館	流山8丁目107 1番地	7158-4545	全室	538	269	大字流山 流山1～9丁目 西平 井 大字鱈ヶ崎・鱈ヶ崎 南流山 1～8丁目
56	平和台福祉会館	平和台5丁目45 番地の3	7158-4264	全室	238	119	大字流山 流山1～9丁目 西平 井 大字鱈ヶ崎・鱈ヶ崎 木 平 和台1～5丁目 南流山1～8丁目 宮園1～3丁目 思井 中
57	八木南第1コ ミュニティホ ーム	野々下1丁目3 12番地	7158-4230	全室	231	115	市野谷 野々下1丁目 長崎1・2 丁目
58	八木南第2コ ミュニティホ ーム	野々下3丁目 797番地	7144-4258	全室	328	164	野々下2～6丁目 名都借
59	八木南第3コ ミュニティホ ーム	芝崎373番地の 3	7158-8465	全室	221	110	思井 中 芝崎 古間木 前平 井
60	生涯学習セン ター	中110番地	7150-7474	全室	2,143	1,071	大字流山 流山1～9丁目 西平 井 大字鱈ヶ崎・鱈ヶ崎 木 南 流山1～8丁目 宮園1～3丁目 思井 中 芝崎 古間木 前平 井 後平井
61	文化会館	加一丁目16番 地の2	7158-3462	全室	2,384	1,187	流山1～4丁目 大字加 加一～ 六丁目 大字三輪野山 三輪野 山一～五丁目 平和台1～5丁目 下花輪 市野谷
62	北部公民館	美原1丁目1 58番地の2	7153-0567	全室	394	197	平方 美原1～4丁目 中野久木 北・小屋 上新宿 江戸川台西1 ～4丁目 富士見台 富士見台 1・2丁目
63	東部公民館	名都借756番地 の4	7144-2988	全室	478	241	前ヶ崎 向小金1～4丁目 名都 借 松ヶ丘1～6丁目 西松ヶ丘1 丁目
64	初石公民館	西初石4丁目38 1番地の2	7154-9101	全室	530	274	西初石1～5丁目
65	南流山センタ ー	南流山3丁目3 番地の1	7159-4511	全室	698	313	大字流山 大字鱈ヶ崎・鱈ヶ崎 木 南流山1～8丁目
66	市民総合体育 館	野々下1丁目 29番地の4	7159-1212	屋内体育館 野球場 陸上競技広 場 ピクニック広場	4,417	2,208	大字加 加一～六丁目 大字三 輪野山 三輪野山一～五丁目 大字鱈ヶ崎・鱈ヶ崎 木 宮園1 ～3丁目 思井 中 芝崎 古間 木 前平井 後平井 市野谷 野々下1丁目
67	特別支援学校 流山高等学園	野々下2丁目 496番地の1	7148-0200	屋内体育館	684	342	芝崎 古間木 野々下1～6丁目 長崎1・2丁目 前ヶ崎 名都借

注) 〇の避難場所については、一級河川江戸川が増水し、万が一市内の堤防が
決壊した場合には浸水することが想定されます。

資料 84 医療機関一覧

(病院)

(平成 18 年現在)

名 称	所 在 地	診 療 科 目	入院設備 (床)	電 話
医療法人社団 江陽会江陽台病院	西深井 393-1	内・外・整・リハ・脳・心療・ 泌・放	150	7153-2555
医療法人財団 東京勤労者医療会 東葛病院	下花輪 409	内・精・神・神内・呼・消・ 循・小・外・整・皮・泌・ 産婦・眼・耳・リハ・麻・呼	331	7159-1011
医療法人社団曙会 流山中央病院	東初石 2-132-2	外・脳・胃腸・循・整・皮・ 内・肛・消・呼・泌・ リハ・ア・形・麻	151	7154-5741
医療法人社団愛友会 流山総合病院	鱈ヶ崎 1-1	内・呼・循・小・外・整・脳・ 皮・泌・婦・眼・耳・リハ・ 麻・消	248	7159-1611
医療法人社団ますお会 柏の葉北総病院	駒木台 233-4	内・外・整・皮・リハ	92	7155-5551

(一般診療所)

(平成 18 年現在)

名 称	所 在 地	診 療 科 目	入院設備 (床)	電 話
すずき内科クリニック	平和台 4-5-43	内・神内・消・循	0	7159-3251
東 病 院	江戸川台東 3-102-2	内・消・小・放	0	7155-5499
磯内科クリニック	こうのす台 628-1	内・放・リハ・循・小	0	7153-6501
医療法人社団向日葵会 赤沼外科内科医院	野々下 5-972-2	内・外・小・皮・泌・ 心療	0	7143-0127
医療法人社団 桜整会阿藤整形外科	江戸川台西 2-260	整・リハ	0	7154-4030
江戸川台クリニック	江戸川台東 2-123	整・内・皮・リハ・循・ 消	0	7153-1490
江戸川台皮膚科 ク リ ニ ッ ク (晴光ビル 2F)	江戸川台西 2-141	皮	0	7154-8295
遠 藤 医 院	江戸川台西 2-208	内・小・産・婦・外	12	7152-5818

名 称	所 在 地	診 療 科 目	入院設備 (床)	電 話
奥 村 診 療 所	江戸川台東 2-25 (共同ビル 201)	内・皮・精・泌・性・ 神	0	7153-1195
梶 原 医 院	野々下 3-755-2	内・小・皮・性・泌	0	7144-3551
かまたクリニック	南流山 3-16-1	内・小・皮	0	7159-6151
川崎レディース クリニック	東初石 4-135-38	産婦・小	3	7155-3451
川西眼科医院	野々下 5-1067-14	眼	0	7144-6484
木口小児科	加 4-18-3	小・循	0	7150-1323
日下医院	東深井 865-83	内・小	0	7152-2648
向小金クリニック	向小金 3-147-2	内	0	7176-3240
医療法人社団紘和会 小泉小児科医院	江戸川台東 2-259	小・皮・内・ア	0	7153-2977
駒木台クリニック	駒木台 493-10	内・リウ・整・リ八	0	7152-2151
佐藤医院	宮園 2-1-2	内・胃腸・外	0	7159-0559
椎名医院	加 1-20-14	内・小・婦	0	7158-1038
柴沼医院	松ヶ丘 1-475	内・小	0	7143-4945
中村耳鼻咽喉科 クリニック	江戸川台東 2-314-1	耳	0	7178-3387
杉下医院	流山 8-1163-3	内・小・神内	0	7158-0048
鈴木産婦人科	江戸川台西 2-5-6	産・婦・内	3	7152-1821
高桜内科胃腸科	西初石 3-100 (森田ビル 2F)	内・胃腸・小・皮	0	7155-2074
中島内科医院	流山 1-271	内	0	7158-1207
中島皮フ科医院	流山 1-271	皮	0	7159-5191
医療法人社団天宣会 西浦眼科	江戸川台西 1-123	眼	0	7155-1771
西村内科胃腸科医院	南流山 2-24-4	内・胃腸・小・皮	0	7150-3885
初石耳鼻咽喉科医院	東初石 2-78-3	耳	0	7153-8733
馬場内科医院	西初石 2-11-1	内・小・皮	0	7154-5163
医療法人社団静千会 久松クリニック	東初石 3-100-32	内・小・皮・ア	0	7152-3828
深瀬外科医院	松ヶ丘 4-523	外・胃腸・整	5	7144-5202
平和台診療所	平和台 5-66-3	内・小	0	7158-5541
本多医院	向小金 3-123-4	内	2	7174-3483

名 称	所 在 地	診 療 科 目	入院設備 (床)	電 話
医療法人社団天宣会 まちや外科内科	江戸川台西 1-123	外・胃腸・内・肛・リ 八・放	0	7153-2771
松山クリニック	江戸川台西 1-104	内・消・循・呼	0	7155-4117
宮崎医院	富士見台 1-3-16	内・小	0	7154-5526
医療法人社団健生会 南流山レディスクリニック	南流山 4-6-9	産・婦	15	7158-5191
望月医院	江戸川台西 1-33	内	0	7154-2251
山内耳鼻咽喉科医院	江戸川台西 2-5-3	耳	0	7152-0328
山崎凌雲堂医院	流山 3-60	内	0	7158-1215
横田医院	江戸川台東 2-270	内・小・外・胃腸	0	7152-0101
大谷耳鼻咽喉科医院	南流山 4-1-15 南流山駅前ビル 4F	耳	0	7140-7533
柿田眼科	南流山 4-1-15 南流山駅前ビル 2F	眼	0	7159-8888
徳重小児科医院	南流山 4-1-15 南流山駅前ビル 5F	小	0	7158-8660
医療法人社団藤光会 藤澤内科クリニック	加 4-18-2	内・リ八・胃	0	7150-1441
医療法人財団東京勤務者医療会 東葛病院附属診療所	下花輪 409-6	内・精・ア・小・外・ 整・呼外・皮・泌・産 婦・眼・耳・放	0	7158-7710
きたざわ眼科	東深井 407-1	眼	0	7154-7995
流山市休日診療所	西初石 4-1433-1	内・小・歯	0	7155-3456
佐藤眼科クリニック	東初石 3-103-34 須藤ビル 2F	眼	0	7178-2211
田村内科クリニック	野々下 3-931-35	内・呼・循・消	0	7146-0017
すずき皮膚科 クリニック	南流山 3-11-4	内・小・皮	0	7150-0028
わかばクリニック	南流山 1-18-13	内・外・整	0	7159-8810
南流山整形外科	南流山 2-18-4 プロモ シオン南流山 1F	リウ・整・リ八	0	7157-6680
ひだクリニック	南流山 1-14-7	内・心療・精・神	0	7150-8141

名 称	所 在 地	診 療 科 目	入院設備 (床)	電 話
いけだ内科小児科 ク リ ニ ッ ク	南流山 2-8-10 Elaia 南流山 101 号	内・小・消	0	7157-7717
流山東部診療所	名都借 909-1	内・皮・眼・婦	0	7147-7878
小野クリニック	中野久木 530 - 1	内・神内・脳・リハ	0	7178-3006
協栄年金ホーム診療所	東深井 948	内・心療・循・呼	8	7152-3102
東葛整形外科内科	南流山 5-4-16	内・胃腸・外・整・皮・ 泌・肛	0	7159-7033
特別養護老人ホーム 「あざみ苑」医務室	野々下 2-488-5	内	0	7141-2200
曙 診 療 所	東初石 2-18-1	内・皮	0	7154-7474
さくらクリニック ながれやま	東初石 2-186-3 2階	皮	0	7153-1921
特別養護老人ホーム 「初石苑」医務室	東初石 5-131-3	内・神・歯	0	7153-3925
東初石眼科診療所	東初石 4-238-4	眼	0	7154-9939
特別養護老人ホーム 「はまなす苑」医務室	こうのす台 269-1	内	0	7155-2222
特別養護老人ホームリ バーパレス流山医務室	西深井 142	内	0	7152-1211

(歯科診療所)

(平成 18 年現在)

名 称	所 在 地	診 療 科 目	入院設備 (床)	電 話
あ い 歯 科 医 院	流山 4-516-1	歯・小歯・矯	0	7159-4712
石 田 歯 科 医 院	流山 1-258-2 (ルックハイツ流山 101)	歯・矯	0	7159-7774
伊 藤 歯 科 医 院	南流山 1-12-4	歯・小歯	0	7159-0175
運河歯科クリニック	東深井 236	歯・矯・口腔外科	0	7152-5278
岡 本 歯 科 医 院	平和台 4-2-3	歯	0	7158-8148
小 川 歯 科 医 院	平和台 3-8-13	歯・小歯・矯・口腔外科	0	7159-1140
亀 田 歯 科 医 院	流山 6-682	歯	0	7158-1025
菊 池 歯 科 医 院	加 6-1196-6	歯	0	7159-6862
斉 藤 歯 科 医 院	松ヶ丘 4-505-72	歯	0	7145-6753
斉 藤 歯 科 医 院	南流山 1-23-10	歯・小歯・口腔外科	0	7159-8145
さ かい 歯 科 医 院	東初石 4-238-4	歯	0	7155-5082
歯 科 村 上 医 院	江戸川台東 3-244-2	歯	0	7152-4037
白須賀歯科クリニック	江戸川台西 1-122	歯・小歯・口腔外科	0	7152-1355
高 田 歯 科 医 院	南流山 1-5-8	歯・小歯・口腔外科	0	7159-0020
高 橋 歯 科 医 院	江戸川台東 2-268	歯・小歯・口腔外科	0	7155-1145
田 中 歯 科 医 院	江戸川台西 3-88	歯	0	7152-0137
ツタモリ歯科医院	西深井 567-1	歯	0	7152-5961
テックナカムラ歯科	南流山 3-10-14 (テックナカムラビル 2F)	歯・小歯・矯・口腔外科	0	7158-8611
寺 田 歯 科 医 院	南流山 3-7-15	歯・小歯	0	7159-7147
寺 沼 歯 科 診 療 所	江戸川台西 2-141 (晴光ビル 2F)	歯・矯	0	7154-8264
東 葛 病 院 歯 科	下花輪 409-6	歯・小歯	0	7159-6775
中村歯科クリニック	流山 6-800-20	歯・小歯・矯・口腔外科	0	7159-8182
奈 良 歯 科 医 院	野々下 6-1037-10	歯	0	7143-2232
野 本 歯 科 医 院	こうのす台 1067	歯・小歯・矯・口腔外科	0	7154-6666
初 石 歯 科	西初石 3-99	歯	0	7154-5587
鱒 ヶ 崎 歯 科	鱒ヶ崎 1297-6 (コーポベラム 1F)	歯・小歯・矯・口腔外科	0	7159-6480

名 称	所 在 地	診 療 科 目	入院設備 (床)	電 話
ひやま 歯 科 医 院	南流山 3-10-1 (YK ヴィレッジ 105 号)	歯	0	7159-9533
ファミリー 歯 科 医 院	西初石 3-100 (森田ビル 2F)	歯・小歯・矯	0	7154-2024
古 川 歯 科 医 院	江戸川台東 2-39	歯・口腔外科	0	7152-0124
ポ プ ラ 歯 科	江戸川台東 1-12-1 (木村ビル 3F)	歯	0	7154-4380
松 岡 歯 科 医 院	東初石 2-116-1	歯	0	7154-7293
三 須 歯 科 医 院	松ヶ丘 1-462-44	歯	0	7144-1402
宮 園 歯 科 医 院	宮園 1-9 (マルエツ宮園館)	歯・小歯	0	7150-1177
むさし野歯科八夕医院	南流山 2-15-3	歯・小歯・口腔外科	0	7159-8853
横 山 歯 科 医 院	東深井 178-1	歯・小歯・矯・口腔外科	0	7154-1085
吉 田 歯 科	駒木 480-3	歯・小歯・矯・口腔外科	0	7153-1854
い い づ か 歯 科	江戸川台東 2-66-1	歯・小歯	0	7140-5581
あさぎが丘歯科医院	中野久木 563-76	歯・小歯	0	7156-1182
お お つ か 歯 科 ク リ ニ ッ ク	南流山 1-10-2クレール 壱番館 102	歯・小歯・矯・口腔外科	0	7158-8686
かえで歯科クリニック	西初石 3-1458-24	歯・小歯	0	7156-1150
さ く ら 歯 科	江戸川台東 2-319	歯	0	7156-8211
柴 田 歯 科 医 院	東深井 394-10	歯・小歯	0	7156-1184
たちばな歯科医院	南流山 1-1-15	歯・小歯・矯・口腔外科	0	7158-2922
ハーモニーデンタル ク リ ニ ッ ク	加 1-1577	歯・小歯・矯・口腔外科	0	7157-8241
平 原 歯 科 医 院	東初石 3-1458-24	歯・小歯	0	7156-1108
南流山駅前歯科医院	南流山 2-3-10	歯・小歯・矯・口腔外科	0	7150-4118
みなみながれやま 矯 正 歯 科	南流山 2-7-3-101	矯	0	7159-6833
東 深 井 デ ン タ ル ク リ ニ ッ ク	東深井字本宿 270-34	歯・小歯・矯・口腔外科	0	7140-4182
江 戸 川 台 歯 科	江戸川台西 2-54	歯・小歯・矯・口腔外科	0	7178-5411
田 辺 フ レ ン ド 歯 科	江戸川台西 1-42	歯・矯・口腔外科	0	7155-3709
森 下 デ ン タ ル ク リ ニ ッ ク	江戸川台西 2-288	歯・小歯・口腔外科	0	7155-8818

名 称	所 在 地	診 療 科 目	入院設備 (床)	電 話
横 田 歯 科	江戸川台東 1-10	歯	0	7153-8241
鎚 木 歯 科	西原 1-1-2	歯・小歯	0	7154-2800
富 士 見 台 歯 科	富士見台 2-5-3-5-106	歯・口腔外科	0	7152-1811
セ ゾ ン 歯 科	西初石 4-112-2	歯・小歯・口腔外科	0	7154-2286
ひまわり歯科医院	西初石 3-98-36	歯・小歯・矯・口腔外科	0	7155-3623
おの歯科クリニック	東初石 2-92-62	歯・小歯・矯・口腔外科	0	7156-6480
特別養護老人ホーム 「初石苑」医務室	東初石 5-131-3	歯	0	7153-3925
伊 沢 歯 科 医 院	平和台 3-2-16	歯・小歯・口腔外科	0	7159-2233
住 谷 歯 科 医 院	加 4-17-27-2F-1	歯・小歯	0	7150-0828
ながれやま歯科医院	加 4-10-17-103	歯・小歯・矯・口腔外科	0	7158-7895
イ ー ス ト 歯 科 ク リ ニ ッ ク 流 山	流山 9-800-2-2F	歯・小歯・矯	0	7157-6480
グ リ ム 歯 科 医 院	流山 5-497	小歯・矯	0	7159-5635
南 流 山 歯 科 医 院	南流山 2-7-3-2-1F	歯・小歯・矯・口腔外科	0	7178-8341
み ん な の 歯 科 ク リ ニ ッ ク	南流山 1-7-8-101	歯・小歯・矯・口腔外科	0	7158-4480
ユ ー ト ピ ア 歯 科 ク リ ニ ッ ク	南流山 1-1-2-2F-B	歯・小歯・矯・口腔外科	0	7159-4184
ハ ー ト 歯 科 ク リ ニ ッ ク	鱈ヶ崎 1297-6	歯	0	7159-6480

資料 85 市給水拠点一覧

(平成 18 年 3 月 31 日現在)

名 称	所 在 地	1 日最大 給水量	自家発電の状況		貯水池 の容量	備考
			燃料の種類 、貯蔵量	稼動時間、 給水量		
おおたかの森 浄水場	流山市西初石 5 丁目 57 番地	17,700 m ³	A 重油 10,000 リットル	48 時間 11,250 m ³	10,500 m ³	緊急遮断弁付
東部浄水場	流山市名都借 395 番地	6,500 m ³	軽油 200 リットル	8 時間 2,160 m ³	2,400 m ³	緊急遮断弁付
江戸川台 浄水場	流山市江戸川台東 1 丁目 255 番地	12,800 m ³	軽油 490 リットル	8 時間 6,720 m ³	7,600 m ³	緊急遮断弁付
西平井浄水場	流山市西平井 1490 番地	28,700 m ³	軽油 490 リットル	8 時間 6,600 m ³	17,000 m ³	緊急遮断弁付

資料 86 防災用井戸設置状況

(平成 18 年 4 月現在)

設置場所	所在地	設置年度	設置数
流山北小学校	流山市加 1-795-1	平成 8 年度	1 基
東小学校	流山市名都借 856		1 基
江戸川台小学校	流山市江戸川台東 3-11	平成 9 年度	1 基
鱈ヶ崎小学校	流山市鱈ヶ崎 7-1		1 基
西初石中学校	流山市西初石 4-455-1	平成 10 年度	1 基
向小金小学校	流山市向小金 3-149-1		1 基
新川小学校	流山市中野久木 339	平成 11 年度	1 基
南流山小学校	流山市木 487		1 基
流山小学校	流山市流山 4-359	平成 12 年度	1 基
八木南小学校	流山市芝崎 92		1 基
西深井小学校	流山市西深井 67-1	平成 13 年度	1 基
東深井小学校	流山市東深井 879-2		1 基
西初石小学校	流山市西初石 4-347	平成 14 年度	1 基
東部中学校	流山市名都借 865	平成 16 年度	1 基
南流山中中学校	流山市流山 2539-1		1 基
北部中学校	流山市中野久木 577	平成 17 年度	1 基
常盤松中学校	流山市東初石 3-134	平成 18 年度	1 基
八木中学校	流山市古間木 210-2		1 基

資料 87 防火備蓄倉庫の設置状況

(平成 18 年 9 月現在)

名 称	設 置 場 所	床面積	構 造	設置年度
南 分 署 防 災 備 蓄 倉 庫	流山市南流山 3 丁目 9-6 番地	13.8 m ³	耐 火 造	平 成 3 年 度
東 分 署 防 災 備 蓄 倉 庫	流山市前ヶ崎 449-1 番地	13.8 m ³	耐 火 造	平 成 4 年 度
北 消 防 署 防 災 備 蓄 倉 庫	流山市美原 2 丁目 139-1 番地	13.8 m ³	耐 火 造	平 成 5 年 度
総 合 運 動 公 園 防 災 備 蓄 倉 庫	流山市野々下 1 丁目 29-4 番地	14.4 m ³	ア ル ミ 製	平 成 8 年 度
八 木 北 小 学 校 防 災 備 蓄 倉 庫	流山市美田 208 番地	56.0 m ³	耐 火 造	平 成 10 年 度
西 初 石 中 学 校 防 災 備 蓄 倉 庫	流山市西初石 4 丁目 455-1 番地	63.8 m ³	耐 火 造	平 成 14 年 度
東 部 中 学 校 防 災 備 蓄 倉 庫	流山市名都借 865 番地	64.8 m ³	耐 火 造	平 成 15 年 度
新 川 小 学 校 防 災 備 蓄 倉 庫	流山市中野久木 339 番地	56.0 m ³	耐 火 造	平 成 16 年 度
江 戸 川 台 小 学 校 防 災 備 蓄 倉 庫	流山市江戸川台東 3 丁目 11 番地	55.4 m ³	耐 火 造	平 成 16 年 度
八 木 中 学 校 (古間木収蔵庫) 防 災 備 蓄 倉 庫	流山市古間木 213 番地 1	56.8 m ³	木 造	平 成 17 年 度
流 山 北 小 学 校 防 災 備 蓄 倉 庫	流山市加 1 丁目 795-1 番地	62.1 m ³	耐 火 造	平 成 18 年 度
八 木 南 小 学 校 防 災 備 蓄 倉 庫	流山市芝崎 92 番地	62.1 m ³	耐 火 造	平 成 18 年 度

資料 88 防災備蓄品一覧表

(食料品)

(平成 19 年 4 月 1 日現在)

品 目	単位	合計	単位	合計	南分署	東分署	北消防署	運動公園	八木北小	西初石中	東部中	新川小	江戸川台小	古間木収蔵庫	八木南小	流山北小	安心安全課	中央消防署
サバイバルフーズ 60食(10食×6缶)	食	53,280	箱	888	200	209	240			44	60	65		40	15	15		
アルパインエア 60食(10食×6缶)	食	8,340	箱	139				50	89									
アルパインエア 3日間27食(1箱9缶)	食	540	箱	20						20								
クラッカー 70食(35食×2缶)	食	14,350	箱	205					10	30	40	45		60	10	10		
アルファーマ (50食用)	食	11,550	箱	231				50	20	30	10	30		20	30	41		
アルファーマ (1食用)50食	食	5,950	箱	119				2						30	40	47		
乾燥粥	食	1,300	箱	26						10	2	10		4				
合計	食	95,310																
ペットボトル水 (2ℓ)	リットル		本															
ペットボトル水 (1.5ℓ)	リットル	2,880	本	1,920				400	160	240	400	240		160	160	160		
ペットボトル水 (0.5ℓ)	リットル	600	本	1,200				240			960							

(生活用品)

(平成19年4月1日現在)

品目	単位	合計	南分署	東分署	北消防署	運動公園	八木北小	西初石中	東部中	新川小	江戸川台小	古間木収蔵庫	八木南小	流山北小	安心安全課	中央消防署
テント(三方幕付)2K×3K	張	9	1	1	1	1		1	1	2		1				
防水シート	枚	243	20		30	40		60	30	20		22	6	6	9	
毛布	枚	2,898	110	120	128	140	1600	180	260	250			50	60		
サバイバルブランケット	枚	300					100	100	100							
担架	台	44	2	2	2	4	4	4	4	17		5				
間仕切り(6畳×10部屋)	セット	5						1	1	2		1				
簡易ベット	台	6						4	2							
石油ストーブ(燃料7.2ℓ)木造16畳、 コンクリート22畳 単二2本	台	24	1				4	6	5	6		2				
懐中電灯(単一×4本)	本	163	17	18	18	10		20	8	10		10	5	31	16	
ラジオ付ライト(単二×4本)	台	53	2	2	2		15	5	5	5		6	2	9		
メガホン(電池式)	台	14	1	1	1	1	1	2	1	3		2			1	
メガホン(ビニール製)	個	70	30	10	10										20	
ホイッスル(笛)	個	140	20	40	40										40	
マルチライト(体育館の敷物) 910 ⁵ ×20 ⁵	ロール	19						5	5	3		6				
懐中電灯(充電式)	個	20												20		
発電機	台	32	2	2	2	3	5	4	3	3		3	1	1	3	
ガソリン缶 (20ℓ)(10ℓ)(5ℓ)	缶	13	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	2	
投光器300W	台	35	1	1	1	4	6	5	4	6		3	1	1	2	
電気コードリール(30m)	巻	55	4	4	4	7	4	8	6	8		5	2	2	1	
ろ水機	基	19	1	1	1	2	6	1	1	2		1	1	1	1	
水槽 500リットル (ウォーターバレーン)	基	1						1								
非常用飲料水袋(10ℓ用)	枚	8,300	1400	1800	1800	1800	500	300	500	200						
ヤカン(ケトル)大	個	55	4	4	4	11	4		4	6		4	5	9		
かまどセット(釜付)薪用	台	34	1	2	2	5	6	3	2	6		3	2	2		
カセットコンロ	台	99	8	8	8	9	8	8	8	14		8	8	12		
カセットコンロ用ポンベ	本	369	21	36	36	27	36	60	30	30		36	21	36		
仮設トイレ	台	14	2	3	3	2	2	2								
仮設トイレ(車椅子兼用)	台	11						3	1	2		3	1	1		
スベア便槽	台	15	4	4	4			3								
小便器(2人用)	台	5	2	3												
下水道用トイレ(エベツト)	基	7	2	1	1	1	2									
簡易トイレ(クリーンSH) (トイレブルマル)	個	266	10	10	10	16	20	30	29	20		40	40	40	1	
既設トイレ用簡易トイレ	個	600										600				
トイレトーパー	ロール	100						100								
ワンタッチテント(一人用)	個	10					3	2	4						1	
リヤカー(折畳式)	台	15	1	1	1	4	3	1	1	2		1				
チェーンソー	台	10				3	1	1	2	2		1				
ジャッキ(爪2t、頭部5t)	台	20	1	1	1	2	1	6	2	4		2				
スコップ 丸	丁	26				7	2	2	3	2		4	2	2	2	
スコップ 角	丁	30				7	2	6	3	2		4	2	2	2	
バール(900mm)	本	24				6	2	2	2	4		6	1	1		
救助工具箱	箱	4	1	1	1											1
軍手	ダース	40							1			5	10	24		
放射線量計	器	3												3		
災害非常用セット	缶	2				2										
台車(600×900)	台	4						2		1		1				
ヘルメット	個	100	20												80	
ローソク	本	68											30	30	8	
ラジオ	個	4												4		
のこぎり(小)	丁	5										2			3	
カラーコーン	本	5												5		
胴長靴	足	10													10	
アルミなべ	個	5												5		

資料 89 市の保有する救急・救助資機材一覧表

	機器名	合計	中央署	東分署	南分署	北 署
消防・救助用器具等	ライフジャケット	26	5	2	15	4
	ガス溶断器	2	2			
	ポートパワー	4	1	1		2
	大型油圧救助器具	4	1	1	1	1
	マンホール救助器具	1	1			
	マット型空気ジャッキ	4	1	1	1	1
	エアソー	4	1	1		2
	エンジンカッター	3	1	1		1
	チェーンソー	3	1	1	1	
	救命策発射銃	1	1			
	緩降器	3	3			
	ファイバースコープ	2	1	1		
	酸素呼吸器	5	5			
	送排風機	1	1			
	救急用器具	人工蘇生器	5	2	1	1
電池式吸引器		5	2	1	1	1
スクープストレッチャー		5	2	1	1	1
背板		4	1	1	1	1
バックボード		5	2	1	1	1
観察モニター		5	2	1	1	1
血圧計		7	4	1	1	1
喉頭鏡		6	3	1	1	1
自動心肺蘇生器		2		1		1
ショックパンツ(成人用)		3	1	1		1
心電図伝送装置一式		3	1	1		1
輸液ポンプ		4	2	1		1
半自動除細動器(AEDを含む)		5	2	1	1	1
測定用器具		可燃性ガス測定器	2	1	1	
	複合ガス測定器	1				1
	有毒性ガス検知器	5	2	1	1	1
	放射線測定器	5	5			
	個人線量計	5	5			
	ポケットブルマルチガスモニター	5	2	1	1	1
その他	エアテント	1			1	
	化学防護服	17	10			7
	放射線防護服	2	2			
	防毒衣	28	4	8	8	8
	耐熱服	7	7			
	舟艇	1			1	
	水難救助用ボート(ホーバークラフト)	1				1
削岩機	2	1			1	

資料 90 ゴミ収集車一覧表

(平成 18 年 10 月現在)

車 両 種 別	積 載 量	台 数	1 日の収集能力	備 考
塵芥車(パッカー車)	2.00t	5 台	81t ~ 243t	民 間
塵芥車(パッカー車)	3.00t	22 台		民 間
塵芥車(平ボディ車)	2.00t	8 台	16t	民 間
計		35 台	97t ~ 259t	

資料 91 し尿収集車一覧表

(平成 18 年 10 月現在)

車 両 種 別	積 載 量	台 数	1 日の収集能力	備 考
バキュームカー	1.80kl	1 台	7.2kl	民 間
バキュームカー	2.50kl	4 台	40.0kl	民 間
計		5 台	47.2kl	

資料 92 市保有車両一覧表

(平成 19 年 3 月末現在)

車 種	台 数	備 考
特殊自動車	3 台	ショベル・ローダ 1 台、フォークリフト 1 台 ショベルカー 1 台
軽貨物自動車	45 台	貨物車 10 台、身障センター連絡車 1 台、道路 パトロール車 1 台、ダンプ 1 台、訪問看護用 3 台、小中学校連絡車 16 台、保健所連絡車 4 台、 児童センター連絡車 1 台、保健センター訪問 車及び連絡車 4 台、公民館連絡車 1 台、図書 館連絡車 2 台、区画整理事務所連絡車 1 台
軽乗用自動車	15 台	乗用車 5 台、さつき園連絡車 1 台、小中学校 酔う連絡車 7 台、保健所連絡車 1 台、児童セ ンター連絡車 1 台
小型貨物自動車	66 台	貨物車 45 台、老人福祉センター連絡車 1 台、 保健所連絡車 2 台、保健センター訪問車及び 連絡車 3 台、図書館連絡車 3 台、公民館連絡 車 3 台、体育館連絡車 1 台、クリーンセンタ ートラック 1 台、クリーンセンター連絡車 2 台、リサイクル推進連絡車 1 台、区画整理事 務所連絡車 1 台、道路管理用トラック 1 台、 道路管理用ダンプ 1 台
小型乗用自動車	12 台	乗用車 8 台、ワゴン 3 台、つばさ学園連絡車 1 台
普通貨物自動車	4 台	貨物車 2 台、ダンプ 2 台
普通乗用自動車	3 台	乗用車 2 台、防災無線車 1 台
普通特種自動車	2 台	バキュームダンパー 1 台、移動図書館車 1 台
普通乗合自動車	4 台	乗合バス 4 台
合 計	153 台	(共用車 46 台・専用車 107 台)

注) 水道局及び消防関係を除く。

(水道局のみ)

車種	台数	備考
軽貨物自動車	3台	防災行政無線付1台
小型貨物自動車・バン	8台	防災行政無線付5台
小型貨物自動車・トラック	1台	防災行政無線付2台
普通特種自動車	2台	防災行政無線付1台、給水車

(消防関係のみ)

(1/2)

車両名称	配置先	無線電話	拡声装置	乗車定員	摘要
消防本部・消防署	連絡車	消防総務課		5	
	連絡車	消防総務課		8	ワゴンタイプ
	査察車	予防課		5	
	査察調査車	予防課		5	
	指導車	予防課		4	軽ワゴンタイプ
	指令車	消防防災課		5	
	指揮車	中央署		8	
	ポンプ車	中央署		6	水槽付
	ポンプ車	中央署		6	
	ポンプ車	中央署東分署		6	水槽付
	ポンプ車	中央署東分署		6	
	ポンプ車	中央署南分署		6	水槽付
	ポンプ車	北署		6	水槽付
	ポンプ車	北署		6	
	救急車	中央署		7	
	救急車	中央署東分署		7	
	救急車	中央署南分署		7	
	救急車	北署		7	
	救急予備車	中央署		7	
	救助工作車	中央署		6	
	化学車	中央署		6	
	梯子車	中央署		6	40m級
	大型水槽車	中央署		2	10,000Lタンク
資機材搬送車	中央署		3	2t車クレーン付	
暮らし車両	中央署		6		

(消防関係のみ)

(2/2)

車両名称		配置先	無線 電話	拡声 装置	乗車 定員	摘要
・消防本部	連絡車	中央署			5	
	連絡車	中央署東分署			5	
	連絡車	中央署南分署			5	
	連絡車	北署			5	
消防団	積載車	本部			2	軽自動車
	司令車	本部			2	
	ポンプ車	第1分団			8	
	積載車	第2分団			6	
	積載車	第3分団			6	
	ポンプ車	第4分団			7	
	積載車	第5分団			6	
	積載車	第6分団			8	
	ポンプ車	第7分団			7	
	積載車	第8分団			8	
	積載車	第9分団			8	
	積載車	第10分団			8	
	ポンプ車	第11分団			6	
	積載車	第12分団			8	
	積載車	第13分団			8	
	ポンプ車	第14分団			8	
	積載車	第15分団			8	
	積載車	第16分団			8	
	積載車	第17分団			8	
	ポンプ車	第18分団			6	
	ポンプ車	第19分団			6	
	積載車	第20分団			8	
	ポンプ車	第21分団			8	
ポンプ車	第22分団			7		
ポンプ車	第23分団			7	水槽付	

資料 93 災害救助法による救助の程度、方法、期間及び実費弁償

(災害救助法施行細則 昭和二十三年四月十六日

規則第十九号平成 18 年 7 月 28 日規則第一〇五号)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	現に被害を受け、又は被害を受ける恐れのある者を収容する。	1 基本額 避難所設置費 100 人 1 日当り 30,000 円以内 2 加算額 冬期(十月から三月まで)別に定める額	災害発生の日から 7 日以内 ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり	避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費
応急仮設住宅の供与	住家が全焼、全壊又は流失し自らの資力では、住宅を得ることができない者	1 規格 1 戸当たり 29.7 m ² (9 坪)を基準とする。 2 限度額 1 戸当たり 2,342,000 円以内 3 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。規模及び設置支出費用は、別に定める。 4 福祉仮設住宅を応急仮設住宅として設置できる。	災害発生の日から 20 日以内 着工 ただし、厚生労働大臣の承認により着工期間の延長あり	供与期間は最高 2 年以内。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者の住家が全焼、全壊、流失、半焼、半壊、床上浸水等のため、炊事のできない者 2 被害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者	1 1 人 1 日当たり 1,010 円以内 2 被災地から縁故先(遠隔地)等に一時避難する場合には現物により 3 日分支給可	災害発生の日から 7 日以内 ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり	1 主食費、副食費、燃料費等 食品供与のための総経費を延給食人員で除した金額が、限度額以内であればよい。
飲料水の供給	災害のため飲料水を得ることができない者	水の購入費及び当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7 日以内 ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり	輸送費及び人件費は、別途計上。(掲載されていない)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考							
被服、寝具 その他生活 必需品の給 与又は貸与	住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。）若しくは船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏期(4月～9月)、冬期(10月～3月)の季別は、災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内に給与・貸与を完了させる。ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり	現物給付 寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事用具、食器、日用品及び光熱材料							
					区分	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上1人増すごと
					全壊・夏期	17,200円	22,100円	32,600円	39,000円	49,500円	7,200円
					全焼・冬季	28,400円	36,700円	51,200円	60,100円	75,400円	10,300円
					流失						
半壊・夏期	5,600円	7,500円	11,300円	13,700円	17,400円	2,400円					
半焼・冬季	9,000円	11,900円	16,800円	19,900円	25,200円	3,300円					
床上浸水											
医療	医療のみちを失った者（応急的処置）	1 救護班が実施。やむを得ない場合においては、一般の病院又は診療所が医療を行う。 2 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 3 病院又は診療所 社会保険、国保の診療報酬の額以内 4 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内 ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり	診察、薬剤又は治療材料の支給、処置・手術その他の治療及び施術、病院又は診療所への収容及び看護							
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であって、災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み、現に助産を要する状態にある者）	1 救護班による場合は、使用した衛生材料の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の2割引以内の額	分娩した日から7日以内 ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり	分べんの介助、分べん前及び分べん後の処置、脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料							
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実績	災害発生の日から3日以内 ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり								

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
災害にかかった住宅の応急修理	住家が半焼又は半壊し自らの資力では応急修理をすることができない者	1 戸当たり 500,000 円以内	災害発生の日から 1 カ月以内 修理対象戸数の引上げ、期間延長あり	1 現物支給 2 居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分の修理
生業に必要な資金の貸与	住家が全焼、全壊又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯かつ、生業の見込みの確かな具体的事業計画があり、償還能力のある者	1 生業費 1 件当たり 30,000 円以内 2 就職支度費 1 件当たり 15,000 円以内	災害発生の日から 1 カ月以内	1 生業を営むために必要な機械器具又は資材等を購入するための費用 2 貸与期間二年以内 3 利子無利子 4 別に定める生活福祉資金貸付制度による資金の活用を図る。
学用品の給与	住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により、学用品を喪失又はき損し、就学上支障のあることができない状態となったものを含む。）により学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童（盲学校、聾学校及び特殊教育諸学校を含む。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特殊教育諸学校の中学部生徒を含む。）及び高等学校等生徒（定時制の課程及び通信制の課程を含む。中等教育学校の後期課程、特殊教育諸学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校を含む。）	1 教科書 小学校児童及び中学校生徒教科書の発行に関する臨時措置法に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費 2 文房具及び通学用品 小学校児童 1 人当たり 4,100 円 中学校生徒 1 人当たり 4,400 円 高等学校生徒 1 人当たり 4,800 円	災害発生の日から（教科書）1 カ月以内、（文房具及び通学用品）15 日以内 ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり	1 現物支給 2 教科書、文房具、通学用品

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
埋葬	1 災害の際死亡した者 2 実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人(12歳以上) 199,000円以内 小人(12歳未満) 159,200円以内	災害発生の日から10日以内 ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり	1 棺(付属品を含む。)埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。)骨つぼ及び骨箱 2 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行う。
応急救助のための輸送費	応急救助に関する輸送を行う。	当該地域における通常の実費	応急救助のための輸送を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間	り災害の避難、医療及び助産、り災害の救出、飲料水の供給、救済用物資
応急救助のための賃金職員等雇上費	応急救助を実施する。	当該地域における通常の実費	賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間	り災害の避難、医療及び助産における移送、り災害の救出、飲料水の供給、救済用物資の整理、配分及び輸送に係
死体の搜索	現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり	舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等、輸送費及び賃金職員等雇上費
死体の処理	災害の際、死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	1 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 1体当たり3,300円以内 2 死体の一時保存 既存建物 通常の実績 既存建物以外 1体当たり5,000円以内(3.3m ²) ドライアイス 実費 3 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり	検案は、原則として救護班。
障害物の除去	居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運ばれているため、一時的に居住できない状態にあり、かつ、みずからの資力をもつては、当該障害物を除去することができない者	1 世帯当たり137,000円以内	災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり	ロープ、スコップ、その他除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費

区分	範囲	費用の限度額	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当たり 医師・歯科医師 17,400円以内 薬剤師 11,900円以内 保健師・助産師・看護師 11,400円以内 土木技術者・建築技術者 17,200円以内 大工・左官・とび職 20,700円以内	救助の実施が認められる期間内	時間外勤務手当及び旅費は、別途に定める額。

資料 94 緊急通行車両の事前届出、確認手続き等

(緊急通行車両等の確認及び交通規制対象除外車両の認定に係る事務手続き等に関する要綱の制定について 例規(交規)第 29 号警察本部長 平成 8 年 11 月 21 日)

1 緊急通行車両等の事前届出

事前届出は、緊急通行車両等の概数をあらかじめ把握するとともに、災害発生時等における緊急通行車両等の確認事務の省力化及び効率化を図るため、申請者の申請に基づき、緊急通行車両等として使用されるものに該当するかどうかの審査を事前に行うものとする。

(1) 事前届出の対象車両

災害発生時等に、災害応急対策に従事し、又は災害応急対策等に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転する計画がある車両で次のいずれにも該当する車両であること。

ア 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の法令の規定により災害応急対策等の実施の責任を有する者(以下「指定行政機関等」という。)が保有し、若しくは契約により、常時指定行政機関の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

イ 申請に係る車両を使用して行う事務又は業務の内容が、次に掲げる災害応急対策等又は災害応急対策等に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策に係る措置であること。

(ア) 災害対策基本法に基づく災害応急対策

- a. 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- b. 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- c. 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- d. 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- e. 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- f. 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- g. 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- h. 緊急輸送の確保に関する事項
- i. その他災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関する事項

(イ) 地震法に基づく地震防災応急対策

- a. 地震予知情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項
- b. 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- c. 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項
- d. 施設及び設備の整備及び点検に関する事項
- e. 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項
- f. 緊急輸送の確保に関する事項
- g. 地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その

他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項

h. その他の地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項

(2) 緊急通行車両等の事前届出に関する手続

ア 事前届出の申請

(ア) 申請者

事前届出の申請者は、緊急通行（輸送）業務の実施について責任を有する者とする。

(イ) 申請先

当該車両の使用の本拠地を管轄する警察署長又は交通規制課長（以下「取扱警察署長等」という。）を経由し、公安委員会に申請するものとする。

(ウ) 申請書類

緊急通行車両等事前届出書（別記第 1 号様式）2 通に、当該車両を使用して行う業務の内容を証する協定書等の書類（協定書等がない場合は、指定行政機関等の上申書等）を添えて行うものとする。

イ 審査

交通規制課長は申請に係る車両が緊急通行車両等に該当するか否かの審査を行うものとし、前記(1)のア及びイについて審査するものとする。

ウ 届出済証の交付

審査の結果、緊急通行車両等に該当すると認められたものについては、緊急通行車両等事前届出済証（別記第 1 号様式）（以下「届出済証」という。）を申請者に交付するものとする。

エ 届出済証の再交付

届出済証の交付を受けた者から事前届出の内容に変更が生じ又は届出済証を亡失し、滅失し、汚損し若しくは破損した旨の申出があり、届出済証の再交付が必要と認められた場合は、再交付する届出済証の右上部に再と朱書し、再交付するものとする。

オ 届出済証の返還

届出済証の交付を受けた車両が緊急通行車両等に該当しなくなったとき、当該車両が廃車となったとき、その他緊急通行車両等としての必要性がなくなったときは、速やかに届出済証の返還をさせるものとする。

2 発災時の緊急通行車両の確認

災対法に規定する緊急通行車両（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 39 条第 1 項の緊急自動車を除く。）の確認は、次表 1・2 のものが行い、その確認方法については、次のとおり行うものとする。

(1) 届出済証の交付を受けている車両の確認

ア 確認

届出済証を受領し、届出済証に記載されている自動車登録番号と現に災害応急対策に使用される自動車の番号標に表示されている自動車登録番号とを確認するものとする。

イ 確認時の留意事項

- (ア) 届出済証の交付を受けていない緊急通行車両の確認申請に優先して確認を行い、確認のための必要な審査は、省略するものとする。
- (イ) 他の公安委員会が発行した届出済証による確認申請についても、本県公安委員会が交付した届出済証と同様に取り扱うものとする。

(2) 届出済証の交付を受けていない緊急通行車両の確認

ア 申請者

申請する車両の使用者とする。

イ 対象車両

原則として前記第2の1の(1)のア及びイの(ア)の対象車両と同様とする。

ウ 申請書類

(ア) 緊急通行車両等確認申請書(別記第3号様式)(以下「確認申請書」という。)

(イ) 災害応急対策に係る事務又は業務である旨を証する書類(協定書等)

エ 確認

前記第2の1の(1)のイの(ア)に掲げる要件について審査するものとする。

(3) 標章及び確認証明書の交付

緊急通行車両であることの確認を行った場合は、災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号)第33条第2項並びに災害対策基本法施行規則(昭和37年総理府令第52号)第6条第1項及び第2項に規定する標章(別記第4号様式)及び緊急通行車両確認証明書(別記第5号様式)に自動車登録番号有効期限及び通行日時、通行経路等を記載し、交付するものとする。

3 警戒宣言発令時の緊急通行車両の確認事務等

- (1) 届出済証の交付を受けている車両の確認は、前記2の(1)と同等に行うものとする。
- (2) 届出済証の交付を受けていない車両の確認は、前記2の(2)のアからウまでと同様に行い、前記第2の1の(1)のイの(イ)に掲げる要件について審査を行うものとする。
- (3) 地震法に基づく緊急通行車両であることの確認を行った場合は、地震法施行令第12条第2項及び大規模地震対策特別措置法施行規則(昭和54年総理府令第38号)第6条に規定する緊急通行車両確認証明書(別記第6号様式)及び標章の交付の措置をとるものとする。
- (4) 警戒宣言に係る地震が発生した場合は、前記(3)の緊急通行車両確認証明書の交付を受けている車両は、前記2の(3)の緊急通行車両確認証明書の交付を受けている緊急通行車両とみなす。

4 自衛隊用車両の事前届出の特例

災害応急対策に使用する自衛隊用車両については、次のとおり取り扱うものとする。

表1 届出済証の交付を受けている車両の確認

確認者	確認事務処理者	確認場所
公安 委員 会	交通規制課長	交通検問所
	高速道路交通警察隊長	警察署
	警察署長	高速道路交通警察対本部 県警本部

表2 届出済証の交付を受けていない車両の確認

確認者	確認事務処理者	確認場所
公安 委員 会	交通規制課長	交通検問所
	高速道路交通警察隊長	警察署
	警察署長	高速道路交通警察対本部 県警本部
知 事	総務部地震対策課長 各支庁の総務課長	本 庁 支 庁 (千葉支庁以下10支庁)

(1) 事前届出の申請

事前届出の申請については、自衛隊の部隊等の長が、交通規制課を経由して公安委員会に申請するものとする。

(2) 審査及び標章等の交付

申請車両が、自衛隊の行う災害応急対策に使用されるものであると認められる場合は、あらかじめ標章及び緊急通行車両確認証明書を部隊等の長に対して交付しておくものとする。

(3) 災害発生時の確認

災害発生時において、部隊等の長は、前記(2)の標章を受けた車両のうち当該災害応急対策に使用する車両の自動車登録番号を、交通規制課長を経由し公安委員会に通知するものとし、その際公安委員会の指示を受け標章及び緊急通行車両確認証明書の記載事項欄に有効期限、通行日時、通行経路等必要な事項を書き込むものとする。

(4) 標章等の返納

部隊等の長は、災害対策終了後、標章及び緊急通行車両確認証明書を速やかに公安委員会に対し返納するものとする。

別記
第1号様式 (警察署) 受理番号 号

地震防災 応急対策用 災害 緊急通行車両等事前届出書 千葉県公安委員会 殿 申請者住所 氏名 印		地震防災 応急対策用 第 号 災害 緊急通行車両等事前届出証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 年 月 日 千葉県公安委員会 印	
自動車登録番号			
車両の用途 (緊急輸送を行う 車両にあっては 輸送人員又は品 名を記載)		1 警報(地震予知情報)の発令及び伝達、避難の勧告、指示 2 消防、水防その他の応急措置 3 救難(救護)、救助その他保護 4 児童・生徒の応急の教育 5 施設、設備の応急の復旧(整備・点検) 6 清掃、防疫その他保健衛生等の措置 7 犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持 8 緊急輸送確保のための措置 9 その他災害発生の防禦、拡大防止等 (具体的に備考欄へ記載) 10 緊急輸送(人) 品名 1 飲料水・食糧 2 建築資材等 3 衣料・寝具 4 日用雑貨品 5 医薬品 6 その他()	
使用者 住所 氏名 () 局 番		備考	
出 発 地			
備 考		(注) 1 警戒宣言発令時又は災害発生時には、この届出済証を最寄りの県警本部、警察署、高速道路交通警察隊本部、交通検問所等に提出して所要の手続きを受けてください。 2 届出内容に変更が生じ、又はこの届出済証を紛失し、汚損し、若しくは破損した場合には、千葉県公安委員会(警察署又は警察本部交通規制課経由)に届け出てください。 3 次に該当するときには、この届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車になったとき。 (3) その他緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき	

注：1 車両の用途欄は、主な用途の番号を1つだけ で囲んでください。

2 緊急輸送の場合は、輸送人員を()に記入し、主な品名の番号を1つだけ で囲んでください。

地震防災 応急対策用 災 害 <h2 style="text-align: center;">緊急通行車両等確認申請書</h2> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> 千葉県知事 殿 千葉県公安委員会 <p style="text-align: center;">申請者住所 氏名 印</p>					
自動車登録番号					
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあっては輸送人員又は品名を記載)	<ol style="list-style-type: none"> 1 警報(地震予知情報)の発令及び伝達、避難の勧告指示 2 消防、水防その他の応急措置 3 救難(救護)、救助その他保護 4 児童・生徒の応急の教育 5 施設、設備の応急の復旧(整備・点検) 6 清掃、防疫その他保健衛生等の措置 7 犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持 8 緊急輸送確保のための措置 9 その他災害発生の防禦、拡大防止等 (具体的に備考欄へ記載) 10 緊急輸送(人) 品名 1 飲料水・食糧 2 建築資材等 3 衣料・寝具 4 日用雑貨品 5 医薬品 6 その他() 				
使用者	住所 氏名 () 局 番				
通行日時	月 日 : から 月 日 : の間				
通行経路	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; border-bottom: 1px solid black;">出 発 地</td> <td style="width: 50%; border-bottom: 1px solid black;">目 的 地</td> </tr> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> </tr> </table>	出 発 地	目 的 地		
出 発 地	目 的 地				
備 考					

注：1 車両の用途欄は、主な用途の番号を1つだけ で囲んでください。
 2 緊急輸送の場合は、輸送人員を()に記入し、主な品名の番号を1つだけ で囲んでください。



- 備考 1 色彩は、記号を黄色「緊急」の文字及び外枠を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

緊急通行車両確認証明書

年 月 日

千葉県知事
千葉県公安委員会

印

自動車登録番号		
車両の用途 (緊急輸送を行う 車両にあっては 輸送人員又は品名 を記載)	1 警報の発令及び伝達、避難の勧告、指示 2 消防、水防その他の応急措置 3 救難、救助その他保護 4 児童・生徒の応急の教育 5 施設、設備の応急の復旧 6 清掃、防疫その他保健衛生等の措置 7 犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持 8 緊急輸送確保のための措置 (具体的に備考欄へ記載) 10 緊急輸送 (人) 品名 1 飲料水・食糧 2 建築資材等 3 衣料・寝具 4 日用雑貨品 5 医薬品 6 その他 ()	
使用者	住所	
	氏名	() 局 番
通行日時	月 日 : から 月 日 : の間	
通行経路	出 発 地	目 的 地
備 考		

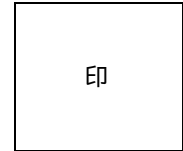
注：1 車両の用途欄は、主な用途の番号を1つだけ で囲んでください。

2 緊急輸送の場合は、輸送人員を () に記入し、主な品名の番号を1つだけ で囲んでください。

緊急輸送車両確認証明書

年 月 日

千葉県知事
千葉県公安委員会



自動車登録番号			
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあっては輸送人員又は品名を記載)	1 地震予知情報の発令及び伝達、避難の勧告、指示 2 消防、水防その他の応急措置 3 応急の救護その他保護 4 施設及び設備の整備・点検 5 犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持 6 緊急輸送確保のための措置 7 清掃、防疫、保健衛生、その他必要な整備 8 その他地震災害の発生の防止又は軽減 <p style="text-align: right;">(具体的に備考欄へ記載)</p> 9 緊急輸送 (人) 品名 1 飲料水・食糧 2 建築資材等 3 衣料・寝具 4 日用雑貨品 5 医薬品 6 その他 ()		
使用者	住所		
	氏名	() 局 番	
通行日時	月 日 : から 月 日 : の間		
通行経路	出発地	目的地	
備考			

注：1 車両の用途欄は、主な用途の番号を1つだけ で囲んでください。
 2 緊急輸送の場合は、輸送人員を () に記入し、主な品名の番号を1つだけ で囲んでください。

資料 95 緊急通行車両等の確認事務処理要領の要旨

(緊急通行車両等の確認及び交通規制対象除外車両の認定に係る事務手続き等に関する要綱の制定について 例規(交規)第 29 号警察本部長 平成 8 年 11 月 21 日)

1 目的

災害対策基本法施行令(昭和 37 年政令第 288 号)第 33 条の規定により、知事又は公安委員会が行う緊急通行車両の確認事務の処理について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 確認対象車両

確認対象車両は、次の業務に従事するもののうち、災害応急対策のため必要と認められる車両とする。

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関するもの
- (2) 消防、水防、その他の保護に関するもの
- (3) 災害地の救護、救助、その他の保護に関するもの
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関するもの
- (5) 施設及び設備の応急の復旧に関するもの
- (6) 清掃、防疫、その他の保健衛生に関するもの
- (7) 犯罪の予防、交通の規制、その他災害地における社会秩序の維持に関するもの
- (8) 緊急輸送の確保に関するもの
- (9) その他災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関するもの

3 確認事務処理者

緊急通行車両の確認事務は、次表のとおりとする。

区 分	確認事務処理者	担 当
知 事	総務部地震対策課長 支庁総務課長	1 本庁(公営企業及び教育庁の本庁を含む。)で所有する車両の確認は総務部地震対策課長が行う。 2 出先機関(公営企業及び教育庁の出先機関を含む。)及び市町村で所有する車両の確認は、支庁総務課長が行う。 3 前 2 項に規定する車両以外の確認
公安委員	交通部交通規制課長 交通部高速道路交通警察隊長 警察署長	前記 2 の確認対象車両に規定する車両

4 緊急車両の確認並びに標章及び証明書の交付

- (1) 確認事務処理者は、使用者等から緊急通行車両等確認申請書（別紙1）により確認申出を受けた場合、当該車両が前記2の確認対象車両に該当していること及び車両の用途（緊急輸送を行うこととなる車両にあっては、輸送人員又は品名。）及び車両の使用者等が適切であるかどうかの審査を行う。
- (2) 確認事務処理者は、当該車両が緊急通行車両であることを確認したときは、緊急通行車両の標章（別紙2）及び緊急通行車両等確認証明書（別紙3）（以下「標章等」という。）を交付する。

5 標章等の再交付

緊急通行車両として確認を受けた車両の使用者等から標章等の亡失、破損等の届出があったときは、前記4に準じ標章等の再交付を行うものとする。

6 使用者等に対する指導等

使用者等に標章等を交付する場合、次の事項を教示するものとする。

- (1) 標章は、運転者席の反対側（助手席）の内側のウインドガラス上部の前面から見やすい箇所に貼付すること。
- (2) 緊急通行車両確認証明書は、当該車両に備えつけ、現場警察官等から提示を求められたときは、これを提示すること。
- (3) 次の各号の一に該当するとき、速やかに標章等を確認事務処理者に返還しなければならないこと。
 - ア 緊急通行車両としての業務を終了したとき
 - イ 緊急通行車両確認証明書の記載事項に変更が生じたとき
 - ウ その他緊急通行車両としての必要性がなくなったとき

資料 96 地下水汲み上げに関する許可基準等

法令等の名称	許可基準		規制対象
	ストレーナーの位置	吐出口断面積	
工業用水法	650m以深	21cm ² 以下	<ul style="list-style-type: none"> ・工業用水 (「工業」とは、製造業(物品の加工修理業を含む。)、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業をいう。) 吐出口断面積が 6cm ² を超えるもの
建築物用地下水の採取の規制に関する法律	650m以深	21cm ² 以下	<ul style="list-style-type: none"> ・冷房用水 ・暖房用水 ・車庫に設けられた洗車設備用水 ・公衆浴場用水(浴室の床面積の合計 150 m² 以上) 吐出口断面積が 6cm ² を超えるもの
千葉県環境保全条例	250m以深 (流山市)	21cm ² 以下	<ul style="list-style-type: none"> ・工業用水 ・鉱業用水 ・建築物用地地下水 ・水道用水 ・農業用水 ・ゴルフ場(10ha以上)での散水用水 吐出口断面積が 6cm ² を超えるもの

注) 避難場所や医療機関等における必要な最小限の用水については、一定の条件を備えた井戸に限り設置できる。

資料 97 文化財一覧

1 千葉県指定文化財一覧

No	名称	員数	所在地	管理者	指定年月日	備考
1	安蒜家板石塔婆	2基	西深井 260-1	安蒜義郎	昭和 55.2.22	有形考古
2	流山ののみりん醸造用具	121点	市立博物館蔵 加1丁目 1225-6	流山市	平成 11.3.30	有形民俗

2 流山市指定文化財一覧

(1) 流山市指定有形文化財

No	名称	員数	所在地	管理者	指定年月日	備考
1	諏訪神社（木殿・幣殿・拝殿）	1棟	駒木 657	諏訪神社	昭和 55.3.31	建造物
2	東福寺二十一仏板碑	1基	鱈ヶ崎 1303	東福寺	〃 55.3.31	考古
3	成顕寺鰐口	1口	駒木 224	成顕寺	〃 55.3.31	工芸品
4	中愛染堂 木造愛染明王坐像	1躯	中 58-1	光明院	〃 56.2.24	彫刻
5	光明院 菩薩形坐像	1躯	流山 6丁目 651	光明院	〃 59.3.30	彫刻
6	広寿院 観音菩薩坐像	1躯	名都借 980	広寿寺	〃 59.3.30	彫刻
7	西栄寺 観音菩薩立像	1躯	桐ヶ谷 230	西栄寺	〃 59.3.30	彫刻
8	西栄寺 阿彌陀如来坐像	1躯	桐ヶ谷 230	西栄寺	〃 59.3.30	彫刻
9	本覚寺 鬼子母神立像 及び十羅刹女立像	11躯	西平井 1432	本覚寺	〃 59.3.30	彫刻
10	法栄寺 日蓮上人坐像	1躯	駒木台 185	法栄寺	〃 59.3.30	彫刻
11	東福寺 金剛力士立像	2躯	鱈ヶ崎 1303	東福寺	〃 59.3.30	彫刻
12	清瀧院 金剛力士立像	2躯	名都借 1024	清瀧院	〃 59.3.30	彫刻
13	東福寺千仏堂 阿彌陀如来立像付千体阿彌陀如来立像	1001躯	鱈ヶ崎 1023-2	東福寺	〃 59.3.30	彫刻
14	円東寺 石造十二神将	12躯	市野谷 563-1	光明院	〃 62.6.4	彫刻
15	浅間神社 富士塚	1基	流山 1丁目 153	浅間神社	〃 62.6.4	建造物
16	流山小学校 額	1面	流山 4丁目 359	流山市	〃 63.4.5	歴史
17	流山小学校 鬼瓦	7点	流山 4丁目 359	流山市	〃 63.4.5	歴史
18	新川小学校 鬼瓦	7点	中野久木 339	流山市	〃 63.4.5	歴史
19	清瀧院 絹本着色不動明王及び二童子像	1幅	名都借 1024	清瀧院	平成 2.12.4	絵画
20	東福寺 紙本淡彩大日如来像	1幅	鱈ヶ崎 1303	東福寺	〃 2.12.4	絵画
21	成顕寺 紙本着色釈迦涅槃図	1幅	駒木 224	成顕寺	〃 2.12.4	絵画
22	西栄寺 絹本着色釈迦十六善神像付 外箱及び版本大般若経	1幅	桐ヶ谷 230	西栄寺	〃 2.12.4	絵画
23	東福寺 絹本着色道興大師像	1幅	鱈ヶ崎 1303	東福寺	〃 2.12.4	絵画
24	常与寺 紙本着色日蓮上人像	1幅	流山 2丁目 130	常与寺	〃 2.12.4	絵画
25	鱈ヶ崎三本松古墳の碑 (下総国鱈ヶ崎郷古冢碑)	1基	鱈ヶ崎字塚ノ腰 1265	個人	〃 15.3.31	建造物
26	吉野 誠 写真資料	2193点	市立博物館蔵 加1丁目 1225-6	流山市	〃 15.7.6	歴史

(2) 流山市指定有形民俗文化財

No	名称	員数	所在地	管理者	指定年月日	備考
27	浄蓮寺 小絵馬	1式	野々下 1丁目 159	浄蓮寺	昭和 62.6.4	
28	大畔天神社「梅の図」絵馬	1面	大畔 281	天神社	〃 62.6.4	
29	東福寺「俵藤太百足退治の図」絵馬	1面	鱈ヶ崎 1303	東福寺	〃 62.6.4	

(3) 流山市指定無形民俗文化財

No	名称	伝承地	実施期日	指定年月日	備考
30	鱈ヶ崎雷神社 鱈ヶ崎おびしゃ行事	鱈ヶ崎雷神社	1月 20日	昭和 52.12.22	
31	三輪野山茂侶神社 ズンガラ餅行事	三輪野山茂侶神社	1月	〃 52.12.22	
32	赤城神社 大しめ縄行事	流山 6丁目赤城神社	10月	〃 52.12.22	

(4) 流山市指定記念物

No	名称	所在地	所有者	指定年月日	備考
33	小林一茶寄寓の地	流山6丁目670-1	流山市	平成2.12.4	史跡

3 国登録有形文化財

No	名称	員数	所在地	指定年月日	備考
1	呉服新川屋店舗	1棟	加6丁目1305	平成16.11.8	

資料 98 被害の認定基準

分類	用語	被害程度の認定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し死体を確認した者。 又は、死体を確認することができないが死亡したことが確実な者。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。
	重傷者	当該災害により、負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月以上の治療を要する見込みの者。
	軽傷者	当該災害により、負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月未満の治療で治癒する見込みの者。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊	住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、または住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。 具体的には、住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
	半壊	住家の損壊がはなはだしいが、補修すれば元通りに使用できるもの。 具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は、住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、窓ガラス数枚が破損した程度のごく小さいものを除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積により、一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
	非住家被害	非住家
公共建物		市庁舎、公民館、市立保育所等の公用又は、公共のように供する建物とする。
その他		公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
非住家被害は全壊又は半壊の被害を受けたものとする。		
り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。 一部破損及び床下浸水の場合は計上しない。	
り災者	被災世帯の構成員とする。	

分類	用語	被害程度の認定基準	
その他被害	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。	
	病院	医療法第1条1項に規定する病院（患者20人以上の収容施設を有するもの）とする。	
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。	
	橋梁	道路を連結するため河川、運河等の上に架設された橋とする。	
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川、その他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸水利、床止、その他の施設、若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。	
	砂防	砂防法（昭和30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。	
	清掃施設	ごみ処理及び、し尿処理施設とする。	
	鉄道不能	汽車、電車の運行が不能となった程度の被害とする。	
	被害船舶	ろ、かいのみをもって運航する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの、及び流失し所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。	
	急傾斜地	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年7月1日法律第57号）第2条第2項に規定する「急傾斜地崩壊防止施設」とする。	
	水道施設	上水道及び簡易水道施設の被害によって断水した戸数とする。	
	断水戸数	上水道又は簡易水道で断水している戸数で、最新時点における戸数とする。	
	電気	電気施設の被害によって停電した戸数とする。	
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。	
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数で、最新時点における戸数とする。	
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。	
	田	流失没	田の例に準じて取り扱うものとする。
		冠水	
	畑	流失没	田の例に準じて取り扱うものとする。
		冠水	
火災発生		火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。	

分類	用語	被害程度の認定基準
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、かんがい排水施設、農業用道路、林道、沿岸漁場整備開発施設、農協・漁協等の所有する倉庫・加工施設・共同作業場とする。 ただし、1箇所の災害復旧工事の事業費が40万円未満のものは加算しない。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、道路、港湾漁港、及び下水道とする。 ただし、(災害復旧事業の1箇所の工事の費用が県及び指定市に係るものにあつては120万円に、市町村に係るものにあつては60万円に満たないものは加算しない。)
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公共の用に供する施設とする。
	災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済み額を記入し、未査定額(被害見込額)はかっこ外に朱書きするものとする。	
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、魚具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

注)備考欄には災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類および概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

資料 99 応急救助の種類と実施者一覧表

救助の種類		実施期間	実施者
収容施設の供給	避難所	7日以内	市町村長
	応急仮設住宅	20日以内に着工	知事（住宅課）
炊出しその他による食品の供与及び飲料水の供給	炊出しその他による食品の供与	7日以内	市町村長
	飲料水の供給	7日以内	市町村長
被服、寝具等の供（貸）与		10日以内	市町村長
医療及び助産	医療	14日以内	知事（救護班：日赤）
	助産	分べん日から7日以内	知事（救護班：日赤）
災害にかかった者の救出		3日以内	市町村長
住宅の応急修理		1か月以内完了	市町村長
生業に必要な資金の貸与		1か月以内	知事
学用品の供与		教科書1か月以内 文房具15日以内	市町村長
埋葬		10日以内	市町村長
応急救助のための輸送費		当該救助の実施が認められる期間以内	市町村長
応急救助のための賃金職員等雇上費		当該救助の実施が認められる期間以内	市町村長
死体の捜索		10日以内	市町村長
死体の処理		10日以内	知事（救護班：日赤）
障害物の除去		10日以内完了	市町村長

注) 特に必要があると認めるときは、知事の実施する救助の種類についても、市町村長に委任することがある。(災害救助法第30条)

資料 100 激甚災害指定基準

昭和 37 年 12 月 7 日中央防災会議が決定した基準であり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業の種類別に次のように定めている。

(激甚災害指定基準 昭和三十七年十二月七日中央防災会議決定
改正 平成一二年三月二四日)

激甚災害指定基準 1

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
激甚法 2 章（公共 土木施設災害復旧 事業等に関する特 別の財政援助）	次のいずれかに該当する災害 (A 基準) $\text{事業費査定見込額} > \text{全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額} \times 0.5\%$ (B 基準) $\text{事業費査定見込額} > \text{全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額} \times 0.2\%$ かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上あるもの (1) 都道府県分の負担事業の事業費査定見込額 > 当該都道府県の当該年度の標準税収入額 $\times 25\%$ (2) 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額 > 当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額 $\times 5\%$
激甚法 5 条（農地 等の災害復旧事業 等に係る補助の特 別措置）	次のいずれかに該当する災害 (A 基準) $\text{事業費査定見込額} > \text{当該年度の全国農業所得推定額} \times 0.5\%$ (B 基準) $\text{事業費査定見込額} > \text{当該年度の全国農業所得推定額} \times 0.15\%$ かつ次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上あるもの (1) 一の都道府県内の事業費査定見込額 > 当該都道府県の当該年度の農業所得推定額 $\times 4\%$ (2) 一の都道府県内の事業費査定見込額 > 10 億円
激甚法 6 条（農林 水産業共同利用施 設災害復旧事業費 の補助特例）	次の(1)及び(2)の要件に該当する災害。ただし、当該施設に係る被害見込額が 5,000 万円以下と認められる場合は除く。 (1) 激甚法 5 条の措置が適用される激甚災害 (2) 農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 $\times 1.5\%$ であることにより激甚法 8 条の措置が適用される激甚災害

激甚災害指定基準 2

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
<p>激甚法 8 条（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、その災害の態様から次の基準によりがたいと認められる場合は、災害の発生のおと被害の実情に応じて個別に考慮。</p> <p>(A 基準) 農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 0.5%</p> <p>(B 基準) 農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 0.15%</p> <p>かつ、次の要件に該当する都道府県が 1 以上あるもの</p> <p>一の都道府県内の当該被害に係る特別被害農業者数 > 当該都道府県内の農業を主業とする者の数 × 3%</p>
<p>激甚法 11 条の 2（森林災害復旧事業に対する補助）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A 基準) 林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ） > 当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額 × 5%</p> <p>(B 基準) 林業被害見込額 > 当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額 × 1.5%</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上あるもの</p> <p>(1) 一の都道府県内の林業被害見込額 > 当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額 × 60%</p> <p>(2) 一の都道府県内の林業被害見込額 > 当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額 × 1%</p>

激甚災害指定基準 3

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
<p>激甚法 12 条、13 条、15 条（中小企業信用保険法による災害関係保障の特例等）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A 基準) 中小企業関係被害額 > 当該年度の全国中小企業所得推定額 × 0.2%</p> <p>(B 基準) 中小企業関係被害額 > 当該年度の全国中小企業所得推定額 × 0.06%</p> <p>かつ次の要件に該当する都道府県が 1 以上あるもの</p> <p>一の都道府県内の該当被害に係る中小企業関係被害額 > 当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額 × 2%</p> <p>ただし、火災の場合又は中小企業関係被害額の割合は、被害の実状に応じ特例措置が講ぜられることがある。</p>
<p>激甚法 16 条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助） 同 17 条（私立学校施設災害復旧事業に対する補助） 同 19 条（市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例）</p>	<p>激甚法 2 章の措置が適用される激甚災害。ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除く。</p>
<p>激甚法 22 条（り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A 基準) 被災地全域滅失住宅戸数 > 4,000 戸</p> <p>(B 基準) 次の(1)、(2)のいずれかに該当する災害</p> <p>(1) 被災地全域滅失住宅戸数 2,000 戸 かつ、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 一市町村の区域内で 200 戸以上 イ 一市町村の区域内の住宅戸数の 1 割以上</p> <p>(2) 被災地全域滅失住宅戸数 1,200 戸 かつ、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 一市町村の区域内で 400 戸以上 イ 一市町村の区域内の住宅戸数の 2 割以上</p>

激甚災害指定基準 4

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
激甚法 24 条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）	(1) 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置にあつては、激甚法第 2 章の措置が適用される災害 (2) 農地及び農業用施設等小災害に係る措置にあつては、法第 5 条の措置が適用される災害
上記以外の措置	災害のつど被害の実情に応じ個別に考慮

資料 101 局地激甚災害指定基準

災害を市町村段階の被害の規模でとらえ、その被害の程度の大きい災害について、激甚災害として指定するため昭和 43 年 11 月 22 日中央防災会議が次のような基準を定めている。

(局地激甚災害指定基準 昭和四十三年十一月二十二日中央防災会議決定
改正 平成一二年三月二四日)

局地激甚災害指定基準 1

適用すべき措置	局地激甚災害とされる被害の程度
<p>1 激甚法第 3 条第 1 項各号に掲げる事業のうち、右の市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び激甚法第 4 条第 5 項に規定する地方公共団体以外のもので設置した施設に係るものについて激甚法第 2 章の措置</p> <p>2 右の市町村が当該災害につき発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について激甚法第 24 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項の措置</p>	<p>1 公共施設災害関係</p> <p>当該市町村負担の当該災害に係る公共施設災害復旧事業等(激甚法第 3 条第 1 項第 1 号及び第 3 号～第 14 号の事業)の査定事業費の額 > 当該市町村の当該年度の標準税収入 × 50% に該当する市町村(当該査定事業費の額が 1,000 万円未満のものを除く。)が 1 以上ある災害。</p> <p>ただし、上記に該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額がおおむね 1 億円未満である場合を除く。</p>
<p>1 右の市町村の区域内で右の市町村等が施行する当該災害復旧事業に係る激甚法第 5 条、第 6 条の措置</p> <p>2 右の市町村が当該災害につき発行を許可された農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に架かる地方債について激甚法第 24 条第 2 項～第 4 項までの措置</p>	<p>2 農地、農業施設等災害関係</p> <p>当該市町村の区域内の当該災害に係る農地等災害復旧事業(激甚法第 5 条第 1 項規定の農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業をいう。)に要する経費の額 > 当該市町村に係る当該年度の農業所得推定額 × 10% に該当する市町村(当該経費の額が 1,000 万円未満のものは除外。)が 1 以上ある災害。</p> <p>ただし、その該当市町村ごとの当該経費の額の合計額がおおむね 5,000 万円未満である場合を除く。</p>

局地激甚災害指定基準 2

適用すべき措置	局地激甚災害とされる被害の程度
<p>右の市町村の区域内で右の市町村等が施行する森林災害復旧事業にかかる激甚法第 11 条の 2 の措置</p>	<p>3 林業災害関係</p> <p>当該市町村の区域内の当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るもの。以下同）> 当該市町村の生産林業所得（木材生産部門）の推定額の 1.5 倍（ただし、林業被害見込額< 当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×0.05% の場合を除く。）</p> <p>かつ、大火による被害にあっては要復旧見込面積がおおむね 300ha、その他の災害にあっては当該市町村の民有林面積（人工林に係るもの。）のおおむね 25% を越える市町村が 1 以上ある災害</p>
<p>右の市町村の区域内で中小企業者が必要とする当該災害復旧資金等に係る激甚法第 12 条、第 13 条及び第 15 条の措置</p>	<p>4 中小企業施設災害関係</p> <p>当該市町村の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額 > 当該市町村の当該年度の中小企業所得推定額×10%（ただし、被害額が 1,000 万円未満を除く。）に該当する市町村が 1 以上ある災害。ただし、当該被害額を合算した額がおおむね 5,000 万円未満である場合を除く。</p>